

建築基準法第7条の3に基づく

中間検査マニュアル

目 次

§ 1 中間検査の概要

1	中間検査の概要	1
2	対象建築物及び特定工程の指定	1
3	事務フロー	3
4	中間検査申請書の提出期限及び添付書類	3
5	手数料	4
6	中間検査合格証	4
7	中間検査の実施方法	5
8	中間検査の結果、不適合な箇所があった場合の事務処理	5
9	特殊な場合の扱い	6

§ 2 中間検査時に提出する書類

1	様式及び検査方法	
	(第1号様式) 施工状況報告書	各構造共通 (第1回特定工程) 8
	(第2号様式) 施工状況報告書	木造 (第2回特定工程) 1 2
	(第3号様式) 施工状況報告書	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程) 1 5
	(第4号様式) 施工状況報告書	鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程) 1 9
2	記入例及び記入要領	
	(第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書 2 4
	(第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書 2 8
	(第7号様式) 鉄骨工事施工状況報告書 3 2

§ 3 中間検査申請書 (第四面) 記入例

1	各構造共通 第1回特定工程 4 3
2	木造 第2回特定工程 4 5
3	鉄筋コンクリート造 第2回特定工程 4 7
4	鉄骨造 第2回特定工程 4 9

§ 4 中間検査Q & A

1	中間検査の要否について 5 2
	・工区分けが多い場合の検査方法について	
	・増築の場合の中間検査の要否について	
	・E x p. Jで構造を分けた建築物の中間検査の要否について	
	・2以上の構造を併用する建築物の中間検査の要否について	
2	手数料について 5 4
	・異なる特定工程の中間検査を同時に行う場合の手数料について	
3	特定工程の判断について 5 4
	・階数が異なる部分を持つ建築物の特定工程について	
4	木造建築物の中間検査の実施について 5 5
	・木造建築物の第2回特定工程について	
5	構造特記仕様書について 5 5
	・確認申請書に添付されている構造特記仕様書と施工状況が異なる場合 について	

	中間検査指定告示 (山形県告示第953号) 5 6
--	-----------------------	---------------

§ 1 中間検査の概要

1 中間検査の概要

中間検査は、建築主事から委任された県の職員（以下、検査者という。）が、建築確認申請図書のとおり施工されているかを現地で確認するものです。

中間検査を行う建築物や工程は、建築基準法令で規定されているものと県で指定しているものがあり、本県では、社会的に影響の大きい建築物の安全を確保する観点から、対象建築物を指定しています。

なお、中間検査に際しては、工事にかかわる建築士の責任を明確にするため、工事監理者からの建築基準法第 12 条第 5 項に基づく施工の状況に関する報告を求めています。

2 対象建築物及び特定工程の指定

- (1) 中間検査を実施する区域、期間及び対象建築物は、表－1 のとおりです。ただし、県が指定している特定工程においては、建築基準法第 18 条第 2 項に基づく計画通知（※1）、同法第 68 条の 20 第 1 項に規定する建築物である認証型式部材等（※2）又は同法第 85 条第 6 項若しくは第 7 項の適用を受ける建築物を除く。

※法令で指定されている対象建築物は、上記に該当する場合でも中間検査の対象となるため注意すること。

表－1

		指 定 の 内 容	
区 域		山形市を除く山形県全域 (山形市内の建築物の指定については、市に確認してください。)	
期 間		平成 17 年 11 月 1 日から	
対 象 建 築 物		構 造	規模又は用途
	県 指 定	木造（※1）、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物	地階を除く階数が 3 以上、かつ、延べ面積が 500 m ² を超えるもの
	法 令 指 定	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の床とはりの配筋工事がある構造の建築物	階数が 3 以上である共同住宅

※1 令和 5 年 11 月 1 日以降に提出された計画通知書に限る。

※2 令和 5 年 11 月 1 日以降に提出された確認申請書に限る。

※3 平成26年11月1日以降に確認申請書が提出された建築物に限る。

※4 令和2年11月1日以降に確認申請書が提出された建築物に限る。

(2) 中間検査を実施する工程（特定工程）について、県の指定は表－2－1、法令による指定は表－2－2のとおりです。

表－2－1（県が指定する特定工程）

	建築物の構造	指 定 す る 特 定 工 程	
		基礎工事に関する工程	建方工事に関する工程
1	木造	基礎及び地中ばりの配筋が完了した工程	地上2階の床版の取付が完了した工程
2	鉄骨造	基礎及び地中ばりの配筋が完了した工程	地上2階の床版の配筋若しくは床版の取付が完了した工程
3	鉄筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コンクリート造	基礎及び地中ばりの配筋が完了した工程	地上2階の床版の配筋が完了した工程

表－2－2（法令で指定する特定工程）

	建築物の構造	指 定 す る 特 定 工 程	
		基礎工事に関する工程	建方工事に関する工程
1	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等と床とばりの配筋工事がある構造の建築物	なし	2階の床及びはりに配筋が完了した工程

3 事務フロー

	工事監理者（建築主）		所管総合支庁
建築確認済証 交付時	指定された特定工程の確認 (県のホームページから「中間 検査マニュアル」を入手)	← 周知	確認済証の交付時に、中間検査に 指定する特定工程を明示
計画変更事項 事前協議	「建築基準法等相談記録」 による計画変更事項の事前 協議（随時）	⇔ 事前協議	計画変更事項が軽微な変更に該当 するか否かを確認
中間検査日程調整 (検査 14 日前頃)	中間検査日の予約	⇔ 日程調整	
中間検査申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間検査申請書 (民間確認の場合は確認申 請図書が必要で す。) ・ 施工状況報告書及び施工 計画書の提出 ・ 表 - 3 「中間検査時提出 書類」の添付 	→ 提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書チェック ・ 変更等の有無チェック
中間検査当日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事監理者の立会 ・ 補足説明書類の準備 	⇔ 中間検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場検査 ・ 報告書の確認 ・ 監理者からの聞取り
検査後	手直し又は変更への 対応	⇔ 検査	対応案了承
	詳細は、「8 中間検査の結果不適合な箇所があった場合の事務処理」による		
	中間検査合格証を受領後に 特定工程後の工程の施工	← 交付	関係規定に適合している場合は合 格証を交付

4 中間検査申請書の提出期限及び提出書類

- (1) 建築主は、特定工程に係る工事完了後4日以内に中間検査申請書（規則別記第26号様式）を次のいずれかに提出しなければなりません。（法第7条の3第2項）
- ① 山形県（建築場所を所管する総合支庁建設部建築課に直接提出。市町村の経由は不要）
 - ② 山形県知事が指定する確認検査機関又は山形県を業務区域としている国土交通大臣が指定する確認検査機関
- ただし、災害その他の理由により4日以内に申請できなかった場合は、山形県にのみ提出することができます。（法施行規則第4条の3）
- (2) 工事監理者は、建築基準法第12条第5項に基づく報告として、表-3の書類を中間検査の日まで提出してください。
- (3) 確認済証の交付後に、計画変更又は軽微な変更が無く、工事監理者が（第1号様式）から（第4号様式）のいずれかを提出できる場合は、中間検査申請書の第4面「工事監理の状況」の記入を省略できます。

表-3

特定工程	構造	中間検査時提出書類
第1回 基礎及び地中ばりの配筋完了時	各構造共通	(第1号様式) 施工状況報告書 各構造共通 (第1回特定工程) (第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書
第2回 2階床版配筋 (取付)完了時	木造	(第2号様式) 施工状況報告書 木造 (第2回特定工程) (第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書
	鉄骨造	(第3号様式) 施工状況報告書 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程) (第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書 (第7号様式) 鉄骨工事施工状況報告書
	鉄筋コンクリート造	(第4号様式) 施工状況報告書 鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程) (第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書※ (第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書
	鉄骨鉄筋コンクリート造	(第3号様式) 施工状況報告書 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程) (第4号様式) 施工状況報告書 鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程) (第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書※ (第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書 (第7号様式) 鉄骨工事施工状況報告書

※当初提出したものに変更・追加がない場合は提出不要。

- (4) 複数の工区がある場合は、工区図（平面・配置・断面）を添付してください。
- (5) 特定工程以前の工事部分で、隠蔽されている部分の工事写真を現場に準備してください。

5 手数料

(1) 次の方法で算定した額の県証紙（山形県収入証紙）を、申請書に添付してください。

① 基礎・地中ばりの配筋完了時（第1回特定工程）

建築物の1階の床面積により算定した額

② 2階床版の配筋又は取り付け完了時（第2回特定工程）

建築物の2階の床面積により算定した額

(2) 工区分けを行った場合の中間検査は、工区ごとに中間検査を行います。

全工区が中間検査の対象となり、次のとおり手数料を算定してください。

① 平面的に工区を分ける場合、検査対象部分の床面積により算定した額

② 基礎の底盤と基礎梁のコンクリート打設を別に行う場合など、同じ部分の検査を2回以上行う場合は、その都度該当する部分の床面積（基礎の場合1階の床面積）により算定した額

中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30 m ² 以内のもの	12,000 円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	14,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	22,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	29,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	51,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	68,000 円
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	160,000 円
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内のもの	259,000 円
50,000 m ² を超えるもの	530,000 円

6 中間検査合格証

(1) 建築主事は、申請を受理した日から4日以内に建築基準法関係規定に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは中間検査合格証（規則別記第28号様式）を交付します。

（法第7条の3第4項、第5項）

(2) 中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事を施工できません。

（法第7条の3第6項）

(3) 中間検査の結果、不適合部分が発見された場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知書（規則別記様式第27号）が交付する。不適合部分が手直しされた後、工事監理者の確認報告を受け、再検査を行います。

(4) 中間検査で建築基準法関係規定に適合すると認められた建築物の部分及び敷地については、完了検査時には検査を受ける必要がありません。

（法第7条の3第7項）

7 中間検査の実施方法

(1) 特定工程部分の検査

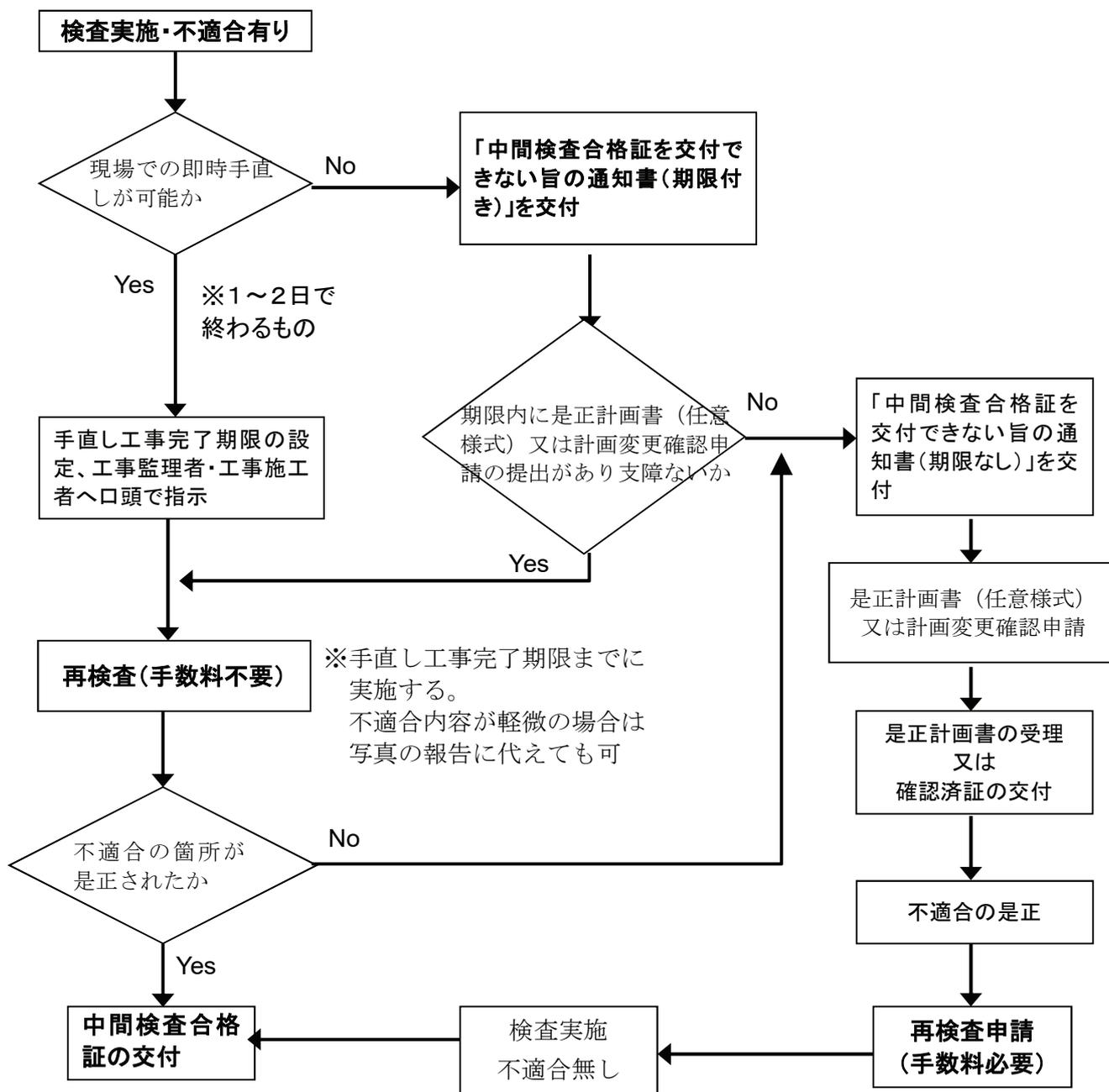
検査は、本マニュアル「§ 2 中間検査時に提出する書類 1 様式及び検査方法」、「建築構造審査要領（付）中間検査実施マニュアル」（編集：日本建築主事会議構造研究部会）及び「建築構造審査・検査要領」（編集：日本建築行政会議）を参考に実施します。

(2) その他の工事部分の検査

特定工程検査時点に、意匠関係、設備関係の工事内容が法令等に適合しているか否かを検査します。

8 中間検査の結果、不適合な箇所があった場合の事務処理

(1) 検査の結果、不適合な箇所があった場合は、以下のフローにより対応してください。



- (2) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書が交付された場合の対応
工事は中断することになるため、建築主や工事監理者、工事施工者の判断で工事を再開することのないようにしてください。
- (3) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書（期限なし）を交付した場合の取扱い
工事を再開するには、改めて中間検査申請書を提出し（手数料必要）、県の検査を受けることが条件となる。

9 特殊な場合の扱い

- (1) 増改築、移転、大規模な改修、大規模な模様替えの場合の中間検査
- ① 増改築に係る建築物の部分が、中間検査の要件に合致するものが検査対象となります。
 - ② 移転に係る建築物が、中間検査の要件に合致するものが検査対象となります。
なお、検査は基礎及び地中ばりの配筋工事が終了した時点のみ行います。
 - ③ 大規模な改修、大規模な模様替えの場合は、以下の条件を満たすものが検査対象となります。
 - i) 当該建築物が中間検査の要件を満たすもの。
 - ii) 改修・模様替えの対象が基礎及び床に係るもの。
- (2) 中間検査と山形県建築基準法施行細則 第16条の「施工状況の報告」の関係
- ① 中間検査の特定工程は、施工状況報告の対象から除外されます。
 - ② 中間検査対象の建築物についても、3階の配筋終了時や防火区画の工事終了時等が、施工状況報告の対象として指定されます。

§ 2 中間検査時に提出する書類

1 様式及び検査方法

(第1号様式) 施工状況報告書 各構造共通 (第1回特定工程)

(第2号様式) 施工状況報告書 木造 (第2回特定工程)

(第3号様式) 施工状況報告書 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程)

(第4号様式) 施工状況報告書 鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程)

2 記入例及び記入要領

(第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書

(第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書

(第7号様式) 鉄骨工事施工状況報告書

(第1号様式)

施工状況報告書 各構造共通 (第1回特定工程)

年 月 日

建築主事 殿

建築基準法第12条第5項の規定による報告をします。この報告に記載の事項は、事実と相違ありません。なお、建築確認図書からの変更及び工事監理者検査による不適合事項は

ありません。

ありますので、中間検査申請書(第四面)及び説明資料を提出します。

(該当する口をレ(チェック)してください。)

工事監理者氏名

建築確認番号	年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	
工事監理者	() 級建築士 (大臣・知事) 登録第 号
所属事務所	() 建築士事務所 () 登録第 号 住所〒 事務所名

確認項目の報告

確認項目	内 容	工事監理者		山形県検査員用		摘要
		照合日	結果	検査方法※	結果	
① 敷地等 敷地 工事現場	a	敷地の衛生、安全	/		A B C	
	b	道路幅員・接道長	/		A B C	
	c	建築物の道路・敷地境界線からの離れ及び敷地形状	/		A B C	
	d	確認表示板の設置、設計図書の備え	/		A	
	e	仮囲い、山留、落下物防護	/		A B C	
② 全体 共通	a	基礎、柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認	/		A B C	
	b	かぶり厚さの確認	/		A B C	
	c	鉄筋材質の確認	/		A C	
③ 地盤、基礎 支持地盤 種類 ベース 地中ばり 柱	a	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	/		A C	
	b	基礎の種類、杭の工法、長さ、径、偏心による補強等	/		A C	
	c	基礎寸法、主筋径、本数、主筋位置、杭頭(偏芯)補強筋	/		A B C	
	d	断面寸法、主筋径、本数、主筋位置、杭偏芯補強筋	/		A B C	
	e	定着方法、継手(位置、長さ)	/		A B C	
	f	あばら筋の位置、径、間隔形状等	/		A B C	
	g	あばら筋のフック形状、結束状況	/		A C	
	h	主筋径、本数、主筋位置	/		A B C	

		i	定着（基礎部分）	/		A B C		
		j	帯筋の位置、径、間隔形状等	/		A B C		
		k	帯筋のフック形状、結束状況	/		A C		
④ スラブ	スラブ筋	a	スラブ厚寸法、鉄筋のピッチと径	/		A B C		
		b	主筋配置と支持条件	/		A C		
	定着・ 継手	c	定着長さ与方法（はり定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着）	/		A B C		
		d	継手の位置と長さ	/		A B C		
	補強筋等	e	床スラブの出入隅部の補強	/		A B C		
		f	開口補強筋	/		A B C		
		g	階段部配筋と補強筋	/		A B C		
⑤ その他	補強筋	a	設備配管の位置	/		A C		
	ガス圧接 継手	b	継手位置のずらし	/		A B C		
		c	圧接形状	/		A B C		
		d	強度確認等	/		A C		
	特殊鉄筋 継手	e	認定、評定工法	/		A C		
		f	継手位置のずらし	/		A B C		
	型枠等	g	型枠状況、清掃状況等	/		A C		
アンカー ボルト	h	保持・埋込方法、材質、径、形状、本数、配置	/		A B C			

(注) 1 「結果」欄には、適合のときは○、不適合のときは×、検査対象外のときは／を記入する。
2 二重線枠内には記入しないでください。

----- (以下は、山形県検査員が記入します。) -----

※ 「検査方法」は、A：目視、B：計測、C：監理者報告に○を記入する。

検査員指摘項目等の記録

指摘番号	内 容	結 果

提出書類

<input type="checkbox"/>

**各構造共通（第1回特定工程）基礎・地中ばり部分
検査方法**

検査項目		内 容	法令・告示	検査方法・留意事項
① 敷地等	敷地 工事現場	a 敷地の衛生、安全 b 道路幅員・接道長 c 建築物の道路・敷地境界線からの離れ及び敷地形状 d 確認表示板の設置、設計図書 e 書の備え 仮囲い、山留、落下物防護	法第 18 条 法第 43 条 法第 3 章 法第 89 条 法第 90 条	建築確認図書どおりであるか確認する。
② 全体	共通	a 基礎、柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認	令第 36 条	各部材の位置が設計図書のとおりであることを確認する。
		b かぶり厚さの確認	令第 79 条	必要であればスケールによる計測を行う。 【最低基準】 壁（耐力壁以外）、床 2cm 耐力壁、柱、はり 3cm 直接土に接する部分 4cm 基礎 6cm
		c 鉄筋材質の確認	令第 90 条 H12 告示 第 2464 号	ミルシートによる確認、圧延マーク、色別表示確認（JIS）等の方法で設計書に示されたものであることを確認する。
③ 地盤、 基礎	支持地盤 種類	a 支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	令第 38 条 令第 93 条 H13 告示 第 1113 号	地盤調査報告書等にあわせ支持地盤の深さ、種類、地耐力等が設計図書どおりか確認。
	ベース	b 基礎の種類、杭の工法、長さ、径、偏心による補強等	令第 38 条 令第 93 条 H13 告示 第 1113 号	建築確認図書どおり施工されているか確認する。
		c 基礎寸法、主筋径、本数、主筋位置、杭頭（偏芯）補強筋	令第 72 条 令第 73 条	建築確認図書どおり施工されているか確認する。
	地中ばり	d 断面寸法、主筋径、本数、主筋位置、杭偏芯補強筋 e 定着方法、継手（位置、長さ） f あばら筋の位置、径、間隔 g 形状等 あばら筋のフック形状、結束状況	令第 73 条 令第 78 条	建築確認図書（構造詳細図・地中ばりリスト等）を基に計測確認する。
		柱	h 主筋径、本数、主筋位置 i 定着（基礎部分） j 帯筋の位置、径、間隔形状等 k 帯筋のフック形状、結束状況	令第 72 条 令第 73 条 令第 77 条

④ スラブ	スラブ筋 定着, 継 手 補強筋等	a b c d e f g	スラブ厚寸法、鉄筋のピッチと径 主筋配置と支持条件 定着長さ与方法（はり定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着） 継手の位置と長さ 床スラブの出入隅部の補強 開口補強筋 階段部配筋と補強筋	令第 77 条 の 2	スラブ厚、鉄筋ピッチ、定着、継手を確認する。 補強筋等の位置、本数、寸法を確認する。
⑤ その他	補強筋	a	設備配管の位置	令第 36 条 （断面欠損） 令第 79 条	必要な補強筋が配置されているか確認する。
	ガス圧接 継手	b	継手位置のずらし		圧接継手位置のずらしが 400mm 以上であることを確認。(JASS 5)
		c	圧接形状	令第 73 条 H12 告示 第 1463 号	圧接部の膨らみの直径、長さ、偏心量及び圧接面のずれを確認する。
		d	強度確認等		圧接部の抜取り引張試験検査結果報告書又は超音波探傷試験検査結果報告書で確認。
	特殊鉄筋 継手	e	認定、評定工法		特殊鉄筋継手は、大臣認定、センター評定により承認された施工要領書を確認する。
		f	継手位置のずらし		
	型枠等	g	型枠状況、清掃状況等	令第 76 条 令第 79 条	型枠の締付け状況や型枠内の清掃状況を確認する。
アンカー ボルト	h	保持・埋込方法、材質、径、形状、本数、配置		品質証明書、承認・認定マークの確認 確認申請図書のとおり施工されているか確認	

(第2号様式)

施工状況報告書 木造 (第2回特定工程)

年 月 日

建築主事 殿

建築基準法第12条第5項の規定による報告をします。この報告に記載の事項は、事実と相違ありません。なお、建築確認図書からの変更及び工事監理者検査による不適合事項は

ありません。

ありますので、中間検査申請書(第四面)及び説明資料を提出します。

(該当する口をレ(チェック)してください。)

工事監理者氏名

建築確認番号	年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	
工事監理者	() 級建築士 (大臣・知事) 登録第 号
所属事務所	() 建築士事務所 () 登録第 号 住所〒 事務所名

確認項目の報告

確認項目	内容	工事監理者		山形県検査員用		摘要
		照合日	結果	検査方法	結果	
①軸組等	土台	a 形状、寸法	/		A B C	
		b 材質	/		A C	
		c 接合部設置	/		A C	
	火打ち材	a 形状、寸法	/		A B C	
		b 材質	/		A C	
		c 隅角部設置	/		A C	
	アンカーボルト	a 形状、寸法	/		A B C	
		b 材質	/		A C	
		c 配置・緊結の確認	/		A B C	
	木材の品質	a 木材(枠組材)の品質の確認	/		A C	
	接合金物	a 品質の確認、承認・認定品の確認	/		A B C	
	配置	a 柱、はり、壁、床の位置の確認	/		A C	
	柱	a 形状・寸法の確認	/		A B C	
		b 材質	/		A C	
		c 欠込み部の補強の確認	/		A C	
		d 接合部の確認、接合金物の種類、ボルトの本数	/		A C	
		e ホールダウン金物の確認	/		A C	
	横架材	a 形状・寸法の確認	/		A B C	
b 材質		/		A C		

		c	接合部の確認、接合金物の種類、ボルトの本数	/	A	C			
		d	欠込み部の補強の確認	/	A	C			
	筋違い耐力壁	a	形状・寸法の確認	/	A	B	C		
		b	材質	/	A	C			
		c	欠込み部の補強の確認	/	A	C			
		d	接合部の確認	/	A	C			
		e	耐力壁の種類、形状、配置	/	A	C			
②床組	床組・床版	a	形状・寸法の確認	/	A	B	C		
		b	材質	/	A	C			
		c	床板又は床下地	/	A	C			
		d	床高さ	/	A	B	C		
		e	防腐・防蟻措置	/	A	C			
③小屋組	小屋組	a	形状、寸法	/	A	B	C		
		b	材質	/	A	C			
		c	振止めの確認	/	A	C			
		d	たるき接合部の確認	/	A	C			

- (注) 1 「結果」欄には、適合のときは○、不適合のときは×、検査対象外のときは/を記入する。
2 二重線枠内には記入しないでください。

----- (以下は、山形県検査員が記入します。) -----

※ 「検査方法」は、A：目視、B：計測、C：監理者報告に○を記入する。

検査員指摘項目等の記録

指摘番号	内 容	結 果

提出書類

<input type="checkbox"/>

**木造（第2回特定工程）2階床部分
検査方法**

検査項目		内容		法令・告示	備考
①軸組等	土台	a b c	形状・寸法、材質、接合部配置	令第42条 令第89条 令第95条	建築確認図書とおり施工されているか確認
	火打材	a b c	火打材位置・形状・寸法、材質及び隅角部設置の確認	令第46条 令第89条 令第95条	同上
	アンカーボルト	a b c	形状・寸法、材質、配置	令第42条	同上
	木材の品質	a	木材（枠組材）の品質の確認	令第41条	欠陥となる腐れ、節等の有無を確認
	接合金物	a	品質の確認、承認・認定品の確認	令第47条 H12告示 1460	使用材料の品質証明書の確認 金物に表示された承認・認定マークの確認
	配置	a	柱、はり、壁、床の位置	令第42条 令第43条 令第46条	建築確認図書とおり施工されているか確認
	柱	a b c d e	形状・寸法 材質 欠込み部補強 接合部、金物、ボルト ホールダウン金物	令第43条 令第47条 令第89条 令第95条	建築確認図書とおり施工されているか確認 確認図書の接合金物の種別とおりに接合されているかを確認
	横架材	a b c d	形状・寸法 材質 接合部、金物、ボルト 欠込みの有無	令第45条	同上
	筋かい 耐力壁	a b c d e	形状・寸法 材質 欠込み部補強 接合部 耐力壁の種類、形状	令第45条 令第46条 S56 告1100号	建築確認図書とおり施工されているか確認 耐力壁に構造用合板等を用いる場合は、釘の種類、ピッチに注意
	床組 ・ 床版	a b c d e	形状・寸法 材質 床板又は床下地 床高さ 防腐・防蟻措置	令第22条 令第49条 令第89条 令第95条	建築確認図書とおり施工されているか確認 床板厚さ、剛な床の釘ピッチ、防腐等の措置を確認
②小屋組	小屋組	a b c d	形状・寸法、 材質 振止めの確認 たるき接合部の確認	令第44条 令第47条	建築確認図書とおり施工されているか確認

(第3号様式)

施工状況報告書 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程)

年 月 日

建築主事 殿

建築基準法第12条第5項の規定による報告をします。この報告に記載の事項は、事実と相違ありません。なお、建築確認図書からの変更及び工事監理者検査による不適合事項は

ありません。

ありますので、中間検査申請書(第四面)及び報告書を提出します。

(該当する口をレ(チェック)してください。)

工事監理者氏名

建築確認番号	年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	
工事監理者	() 級建築士 (大臣・知事) 登録第 号
所属事務所	() 建築士事務所 () 登録第 号 住所〒 事務所名

確認項目の報告

確認項目	内 容	工事監理者		山形県検査員用		摘要	
		照合日	結果	検査方法	結果		
①報告書審査による確認事項	a	建築物の規模等の条件に見合ったグレードであること	/		C		
	b	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認	/		C		
	c	製作要領書が設計で確定した要求性能を実現するために必要な内容となっているか確認	/		C		
	d	必要な資格を保有していることを確認	/		C		
	e	設計条件に見合った溶接方法の確認	/		C		
	f	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度	/		C		
	g	設計条件及び溶接方法に見合った溶接条件の確認	/		C		
	h	部材の寸法精度測定 高力ボルトの接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ	/		C		
	i	外観検査及び超音波探傷検査	/		C		
柱脚部	a	柱脚接合工法の確認 (認定工法)	/		A C		
	b	アンカーボルトの保持・埋込方法 ベースプレートの材質・形状・板厚	/		A C		
	c	アンカーボルトの材質・径・本数及び配置とナットの高さ	/		A C		
	d	アンカーボルトの締付状態	/		A C		
	e	スタッドボルトの径・本数・配置	/		A C		
柱・はり	f	柱、はり部材位置、寸法確認	/		A B C		

②現場検査・柱はり接合部等	現場溶接部	g	現場溶接部位の確認	/		A	C	
		h	溶接継目の種類	/		A	C	
		i	溶接割れ	/		A	C	
		j	その他溶接部外観・形状	/		A	C	
	工場溶接部分の外観・形状	k	1階柱・2階はりの溶接継目の種類（突合せ・隅肉）	/		A	C	
		l	溶接部割れ	/		A	C	
		m	その他溶接部外観・形状	/		A	C	
	HTB接合部	n	トルシア型ボルト現場受入検査（トルク計数値・導入張力確認試験）	/			C	
		o	HTBの径・本数・スプライス数・ピッチ・縁あき寸法の確認	/		A	B	C
		p	締付状態の確認（肌すき、ピンテール破断、マーキング状態）	/		A		C
		q	JIS六角ボルト締付機器の調整、現場受入検査（導入張力確認試験）	/			C	
	小ばり・補剛材	r	小ばり・補剛材位置・寸法確認	/		A	B	C
		s	小ばり・横補剛材の接合部	/		A	B	C
ブレース接合部	t	ブレース形状、寸法、位置	/		A	B	C	
	u	接合部	/		A		C	
③床接合部等	2階床	a	デッキプレート合成床版の場合 デッキプレート厚、はりとの溶接	/		A	B	C
		c	スタッドボルト合成床版の場合 スタッドボルト径、長さ、ピッチ	/		A	B	C
		d	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径	/		A	B	C
		e	主筋配置（短辺・長辺）と支持条件	/		A	B	C
		f	定着長ささと定着位置	/		A	B	C
		g	継手の位置・長さ	/		A	B	C
		h	開口部補強筋	/		A	B	C

(注) 1 「結果」欄には、適合のときは○、不適合のときは×、検査対象外のときは/を記入する。

2 二重線枠内には記入しないでください。

----- (以下は、山形県検査員が記入します。) -----

※ 「検査方法」は、A：目視、B：計測、C：監理者報告に○を記入する。

検査員指摘項目等の記録

指摘番号	内 容	結 果

提出書類

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

**鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造（第2回特定工程）2階床部分
検査方法**

検査項目	内 容	法令・告示	備考（検査方法・留意事項）	
①報告書審査による確認事項	鉄骨製作工場の選定	a 建築物の規模等の条件に見合ったグレードであること		建築物の規模等の条件に見合った工場か否かについて確認する。
	材料の品質確認	b 鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認	法第20条 令第90条 H12告示 第2464号 令第92条の2 H12告示 第2466号	建築確認図書仕様図等に記載されている鋼材等が使われているか確認する。
	製作要領書の確認	c 製作要領書が設計で確定した要求性能を実現するために必要な内容となっているか確認		
	溶接技能者の資格	d 必要な資格を保有していることを確認		
	溶接方法の確認	e 設計条件に見合った溶接方法の確認	令第67条 第2項	
	組立検査	f 開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度	令第67条 第2項	建築確認図書に基づき確認する。
	溶接条件	g 設計条件及び溶接方法に見合った溶接条件の確認	令第67条 第2項	
	寸法精度等の確認	h 部材の寸法精度測定 高力ボルトの接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチ	法第20条 令第92条の2 令第67条 第2項	
	溶接接合部の品質	i 外観検査及び超音波探傷検査	法第20条 令第92条の2 令第67条 第2項	受入検査報告書により抜取方法・率、不具合箇所、補修方法等を確認する。
	柱脚部	a 柱脚接合工法の確認 b アンカーボルトの保持・埋込方法 c ベースプレートの材質・形状・板厚 d アンカーボルトの材質・径・本数及び配置とナットの高さ e アンカーボルトの締付状態 f スタッドボルトの径・本数・配置	令第66条	建築確認図書のとおり施工されているか確認する。 認定工法の場合は、認定仕様どおりかを確認する。
	柱・はり	f 柱、はり部材位置、寸法確認		柱・はりの断面寸法を建築確認図書と照合する。

②現場検査・柱はり接合部等	現場溶接部	g h i j	柱材やはり材で現場溶接接合部の品質確認	法第20条 令第92条 令第67条 第2項	鉄骨工事施工状況報告書の製作工場の自主検査報告書や受入検査報告書により確認する。溶接部の種類（突合せ・隅肉）を建築確認図書と照合し、また、溶接部の割れ等の外観検査を行い確認する。
	工場溶接部分の外観・形状	k	1階柱・2階はりの溶接継目の種類 溶接部割れ その他溶接部外観・形状	法第20条 令第92条 令第67条 第2項	1階柱と2階はりの接合状況について建築確認図書のとおり施工されているか確認する。
	HTB接合部	n o p q	トルク型ボルト現場受入検査 HTBの径・本数・スプライン数・ピッチ・縁あき寸法の確認 締付状態の確認 JIS六角ボルト締付機器の調整、現場受入検査 締付け状態の確認	令第67条 第2項 令第68条 法第20条 令第92条 の2	建築確認図書と照合し、ボルト径、本数、長さ及びスプラインプレート枚数・フィラープレートの要否を確認する。 締付け確認を行う。
	小ばり・補剛材	r	小ばり・補剛材位置・寸法確認		建築確認図書のとおり施工されているか確認する。
		s	小ばり・横補剛材の接合部	令第67条 令第68条	ガセットプレート、ボルト種類、径、本数、長さ、締付け状況が建築確認図書とおりか確認する。
	ブレス接合部	t	ブレス形状、寸法、位置	令第67条 第2項	ブレス材の形状、寸法、位置が建築確認図書とおりか確認する。
		u	接合部	令第67条 第2項	ガセットプレート形状、溶接長、ボルト種類、径、本数、長さ、締付け状況が建築確認図書とおりか確認する。
③床接合部等	2階床	a	デッキプレート合成床版の場合 デッキプレート厚、はりとの溶接	令第67条 第2項	デッキプレート厚、デッキプレートとはりの栓抜き等溶接のピッチ、溶接状況が建築確認図書のとおり施工されているか確認する。
		b	スタッドボルト合成床版の場合 スタッドボルト径、高さ、ピッチ、傾き	令第67条 第2項 令第77条 の2	スタッドの径、高さ、ピッチ、傾きが仕様書とおり施工されているか確認する。 スタッド溶接後の外観試験、打撃試験結果が規定を満たすか確認する。
		c	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径	令第77条 の2	設計図書どおり施工されているかを確認する。
		d	主筋配置(短辺・長辺)と支持条件	令第77条 の2	短辺方向に主筋が配置されていることを確認する。また、支持条件により配筋方向が変わるので設計図書と照合する。
		e	定着長さと定着位置	令第73条	スラブ筋の定着長さと定着位置、方法が設計図書どおりか確認する。片持スラブは、特に上端筋の定着に注意を要する。
		f	継手の位置、長さ	令第73条	設計図書と照合する
		g	開口部補強筋	令第73条	設計図書とおり施工されているか確認する。

(第4号様式)

施工状況報告書 鉄筋コンクリート造 (第2回特定工程)

年 月 日

建築主事 殿

建築基準法第12条第5項の規定による報告をします。この報告に記載の事項は、事実に相違ありません。なお、建築確認図書からの変更及び工事監理者検査による不適合事項は

ありません。

ありますので、中間検査申請書(第四面)及び報告書を提出します。

(該当する口をレ(チェック)してください。)

工事監理者氏名

建築確認番号	年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	
工事監理者	() 級建築士 (大臣・知事) 登録第 号
所属事務所	() 建築士事務所 () 登録第 号 住所〒 事務所名

確認項目の報告

確認項目	内 容	工事監理者		山形県検査員用		摘要	
		照合日	結果	検査方法	結果		
① 全体 共通	a 柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認	/		A C			
	b かぶり厚さの確認	/		A B C			
	c 鉄筋材質の確認	/		A C			
② 柱 1階主筋	a 柱径寸法、主筋径、本数、配置(方向別主筋本数)	/		A B C			
	b 2段筋の位置、間隔	/		A B C			
	c 2階止まりの柱主筋の定着、2階で継ぐ柱主筋の状況確認	/		A B C			
	d 柱の増打ち部分、1-2階で柱寸法が異なる場合の柱絞り位置等の確認	/		A C			
	1階帯筋	e 鉄筋径、間隔、本数(副帯筋共)及び形状の確認	/		A B C		
		f 仕口部分の帯筋の配置確認	/		A C		
		g 帯筋のフック形状、あそび及び結束の確認	/		A C		
③ 大 ばり 2階はり 主筋 定着・継 手 あばら筋 補強筋	a はり断面寸法、主筋径、本数、位置の確認	/		A B C			
	b 中吊り筋の間隔確保、長さ確認	/		A C			
	c はり筋の定着長さ、位置確認	/		A B C			
	d 重ね継手の位置と長さ確認	/		A B C			
	e はり筋出隅部の末端フック確認	/		A C			
	あばら筋	f あばら筋の径、本数とピッチ確認	/		A B C		
		g 第1あばら筋位置、小ばり交差部のあばら筋確認	/		A C		
		h あばら筋のフック形状、あそび及び結束の確認	/		A C		
	i 貫通孔位置、補強方法の確認	/		A C			
	④ 小 ばり 片持ばり	a 片持ばり主筋の定着、あばら筋位置確認	/		A B C		
b 小ばり配筋の位置と定着確認		/		A B C			

	補強筋	c	貫通孔位置、補強方法の確認	/		A	C		
⑤ スラブ	スラブ筋	a	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径の確認	/		A	B	C	
		b	主筋配置（短辺・長辺）と支持条件の確認	/		A	B	C	
	定着・重ね継手	c	定着長さとはり位置（はり定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着）	/		A	B	C	
		d	継手の位置、長さ	/		A	B	C	
	補強筋等	e	開口部補強筋確認	/		A	B	C	
		f	設備配管による開口補強	/		A		C	
⑥ 壁	壁筋	a	壁厚寸法、鉄筋のピッチと径	/		A		C	
	定着・重ね継手	b	定着位置確認、重ね継手位置確認	/		A	B	C	
	補強筋等	c	開口補強筋配筋状況確認	/		A	B	C	
		d	スリット（部分、完全）の位置、形状及び配筋確認	/		A	B	C	
⑦ その他	ガス圧接	a	継手位置のずらし	/		A	B	C	
		b	圧接形状	/		A		C	
		c	強度確認等	/		A		C	
	特殊鉄筋継手	d	認定、評定工法	/		A		C	
		e	継手位置のずらし	/		A	B	C	
	型枠	f	型枠及び支柱の締付け、清掃状態	/		A		C	
	既存コンクリート打設部分の状況確認	g	コンクリート打設後の養生	/		A		C	
		h	コンクリートの調合及び圧縮強度の確認	/		A		C	
		i	型枠存置期間の確認	/		A		C	

（注） 1 「結果」欄には、適合のときは○、不適合のときは×、検査対象外のときは/を記入する。

2 二重線枠内には記入しないでください。

-----（以下は、山形県検査員が記入します。）-----

※ 「検査方法」は、A：目視、B：計測、C：監理者報告に○を記入する。

検査員指摘項目等の記録

指摘番号	内 容	結 果

提出書類

<input type="checkbox"/>

**鉄筋コンクリート造（第2回特定工程）2階床部分
検査方法**

検査項目		内 容	法令・告示	備考（検査方法・留意事項）
①全体	共通	a 柱、はり、壁、階段、スラブ等位置の確認	令第36条	各部材の位置が設計図書（伏図）のとおりであるか確認する。
		b かぶり厚さの確認	令第79条	設計図書どおりであるか確認する。
		c 鉄筋材質の確認	令第90条 H12告示 第2464号	ミルシートによる確認、圧延マーク、色別表示確認（JIS）等の方法で設計書に示されたものであることを確認する。
②柱	1階主筋	a 柱径寸法、主筋径、本数、配置（方向別主筋本数）	令第77条	第1回特定工程と同様の確認を行う。
		b 2段筋の位置、間隔	令第72条	同上
		c 2階止まりの柱主筋の定着、2階で継ぐ柱主筋の状況確認	令第73条	設計図書どおり施工されているかを確認する。
		d 柱の増打ち部分、1-2階で柱寸法が異なる場合の柱絞り位置等の確認		同上
	1階帯筋	e 鉄筋径、間隔、本数（副帯筋共）及び形状の確認	令第77条	同上
		f 仕口部分の帯筋の配置確認	令第77条	同上
		g 帯筋のフック形状、あそび及び結束の確認	令第77条	帯筋の末端135°フック、溶接などの閉鎖形の確認及び柱主筋と帯筋の四角交点で全数結束、あそびの無いことを確認する。
③大ばり	2階はり主筋	a はり断面寸法、主筋径、本数、位置の確認	令第78条	第1回特定工程の検査同様設計図書どおり施工されているかを確認する。
		b 中吊り筋の間隔確保、長さ確認	令第72条	中吊り筋と1段目鉄筋との間隔確保の確認、また端部トップ筋及び中央部トップ筋の余長を考慮した長さ確認。
	定着・継手	c はり筋の定着長さ、位置確認	令第73条	定着長さが確保されているかの確認及びはり主筋の定着起点から折曲げ部までの距離が確保されているかを確認する。はり筋が柱に定着されている場合は、柱・はり主筋の間隔が適切に確保されているかも確認する。
		d 重ね継手の位置と長さ確認	令第73条	継手が適切な位置に設けられているか、重ね継手長さが所定の長さが確保されているかを確認。
		e はり筋出隅部の末端フック確認	令第73条 令第78条	はり筋末端フック状態確認。 丸鋼鉄筋 末端部はすべて
	あばら筋	f あばら筋の径、本数とピッチ確認	令第78条	設計図書どおり施工されているかを確認する。
		g 第1あばら筋位置、小ばり交差部のあばら筋確認	令第78条	柱面に第1あばら筋が割り付けられているか、小ばり交差部にあばら筋が設置されているか確認。

		h	あばら筋のフック形状、あそび及び結束の確認	令第73条	あばら筋の末端135°フック、溶接などの閉鎖形の確認及びはり主筋とあばら筋の四角交点で全数結束、あそびの無いことを確認する。
	補強筋	i	貫通孔位置、補強方法の確認	令第78条	はり貫通孔設置位置が適切かどうかを確認し補強方法が設計図書どおりか確認する。また、補強筋が評価品については仕様どおり施工されているか確認する。
④小ぶり・片持り	小ぶり・片持り	a	片持り主筋の定着、あばら筋位置確認	令第73条	片持りの主筋（特に上端筋）が柱、はりに有効に定着されているか、あばら筋の位置及びピッチが設計書どおり施工されているか確認する。
		b	小ぶり配筋の位置と定着確認	令第73条	主筋本数、位置、定着状況、あばら筋の末端135°フック、ピッチ、結束状況を大ぶりに準じ確認する。
	補強筋	c	貫通孔位置、補強方法の確認	令第78条	大ぶりの検査方法に同じ。
⑤スラブ	スラブ筋	a	スラブ厚寸法、鉄筋ピッチと径の確認	令第77条の2	設計図書どおり施工されているかを確認する。
		b	主筋配置（短辺・長辺）と支持条件の確認	令第77条の2	短辺方向に主筋が配置されていることを確認する。また、支持条件により配筋方向が変わるので設計図書と照合する。
	定着・重ね継手	c	定着長さと定着位置（はり定着、隣接スラブ定着、段差スラブ定着）	令第73条	スラブ筋の定着長さと定着位置、方法が設計図書どおりか確認する。片持スラブは、特に上端筋の定着に注意を要する。
		d	継手の位置、長さ	令第73条	設計図書と照合する。
	補強筋等	e	開口部補強筋確認	令第36条	設計図書どおり施工されているか確認。
		f	設備配管による開口補強	令第36条 令第79条	同上
⑥壁	壁筋	a	壁厚寸法、鉄筋のピッチと径	令第78条の2	設計図書どおり施工されているか確認。土圧を受ける壁は複雑になるので注意を要する。
	定着・重ね継手	b	定着位置確認、重ね継手位置確認	令第73条 令第78条の2	同上
	補強筋等	c	開口補強筋配筋状況確認	令第78条の2	同上
		d	スリット（部分、完全）の位置、形状及び配筋確認	令第78条の2	設計図書に示された位置に施工されているか確認。完全スリットの場合、スリット材片によりスリット幅を確認。
⑦その他	ガス圧接	a	継手位置のずらし		仕様書等を参照し、圧接継手位置のずらしが原則として400mm以上であることを確認する。
		b	圧接形状	令第73条 H12告示 第1463号	圧接部の膨らみの直径、長さ、偏心量及び圧接面のずれを確認。
		c	強度確認等		圧接部の抜取り引張試験検査結果報告書又は超音波探傷試験検査結果報告書で確認。

特殊鉄筋 継手	d	認定、評定工法	令第 73 条	大臣認定、センター評定で承認され設計施工書のとおり施工されたかを確認する。
	e	継手位置のずらし		隣接鉄筋の特殊継手位置のずらしが 400mm 以上であることを確認する。
型枠	f	型枠及び支柱の締付け、清掃状態	令第 76 条 令第 79 条	型枠及び支柱の締付け金物のゆるみがないか確認。また型枠内の清掃状況を確認する。
既存コン クリート 打節部分 の状況確 認	g	コンクリート打設後の養生	令第 75 条	コンクリート打設後の養生方法、期間、養生温度、震動・外力からの保護などなされたか確認する。
	h	コンクリートの調合及び圧縮強度の確認	令第 72 条 令第 74 条 S56 告示 第 1102 号	コンクリートの調合が設計図書どおりの条件を満足しているかを確認する。 コンクリートの圧縮強度が各養生方法による材齢日における強度試験結果において設計基準強度を満足していることを確認する。
	i	型枠存置期間の確認	令第 76 条 S46 告示 第 110 号	基礎の各部位の型枠取り外しがセメントの種類、平均気温による存置期間を満足しているか、コンクリート強度が所定強度以上になるまで取り外していないか確認する。

建築主事 殿

建築主		氏名 山形 太郎		住所 〇〇市〇〇町1-2		電話 0123-45-6789				
報告者	工事監理者	氏名 監理 一郎		事務所名 (株)〇〇設計事務所		登録第 123456 号				
	施工者	住所 〒990-0001 〇〇市〇〇町3-4		電話 023-789-0123		会社名 (株)〇〇建設				
		建設業の許可(山形県)大臣 知事 認可(特 - 26)第 100000 号		代表者 建設 二郎		住所 〒990-0002 〇〇市〇〇町5-6				
		電話 0237-89-3210		氏名 設計 三郎		事務所名 (株)〇〇設計事務所				
設計者		住所 〒990-0001 〇〇市〇〇町3-4		電話 023-789-0123		(1) 級建築士 (大臣) 登録 第 1234 号				
建築工事名称		△△ビル新築工事								
建築場所		〒990-0002 〇〇市〇〇町5-6								
確認		確認年月日 平成 26 年 4 月 1 日		確認番号 第H 26 確済建築山形県 0123 号						
建築物の概要		敷地面積 3,456.78 m ²		建築面積 456.78 m ²		延べ面積 2,345.67 m ²				
		階数	地上 6 階 地下 0 階	主要用途	事務所		構造	RC造		
圧送従事者		氏名 圧送 四郎		会社名及び住所 (株)〇〇工業 〇〇市〇〇町7-8		電話 023-456-7890				
		研修機関 (全圧連)		登録番号 (7654)						
圧送・配置計画		検討 ・ 承認済 (26 年 5 月 〇 日) (ポンプと打設面との関係、ポンプ、ミキサー車など)								
設計かぶり厚さの 最小値 (cm)		部 位		土に接しない部分		土に接する部分				
		柱	屋外	5	屋内	4	5			
		屋根板	屋外	5	屋内	3	-			
		床板	下端	4	上端	3	5			
		はり	屋外	5	屋内	4	5			
		耐力壁	屋外	5	屋内	4	5 (基礎7)			
使用材料	セメント	品名・(種別)・製造工場		混和材料	品名・(種別)		製造会社・工場名			
		〇〇セメント(普通) 〇〇工場 △△セメント(普通) △△工場			〇〇 (AE減水剤) △△ (流動化剤)		〇〇生コン〇〇工場			
細骨材	粗骨材	産地・(種別)		洗試験によって失われる量 (%)	粘土塊量 (%)	アルカリ骨材反応試験方法・判定	産地・種別・最大寸法 (mm)	粘土塊量 (%)	アルカリ骨材反応試験方法・判定	
		〇〇(海砂) △△(山砂) ××(碎石)		0.015 - -	- 0.42 -	0.12 0.36 0.24	モルタルパー法	〇〇(碎石)20 △△(山砂利) 20	0.05 0.10	化学法
						合 否			合 否	

調 合 計 画	番号	打設部位	打設時期	コンクリートの種類	設計基準強度 (N/mm ²)	品質基準強度 (N/mm ²)	呼び強度	スランブ (cm)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	単位水量 (kg/m ³)	細骨材率 (kg/m ³)
	1	杭	H26.6.20~ H27.7.20	普通	21	24	24	18	4.5	60	179	45.6
	2	基礎	H26.8.20	普通 (流動化)	"	"	"	18	4.5	52	173	45.3
	3	1 F	H26.9.25	普通	"	"	"	18	4.5	52	180	46.1
	4	2 F	H26.10.30	"	"	"	"	18	4.5	55	179	46.8
	5	3 F	H26.11.20	"	"	"	27	18	4.5	57	179	47.3
	6	4 F ~ PH	H26.12.20~ H27.2.20	"	"	"	30	18	4.5	60	179	47.7
	7											
打 込 み 計 画	調合計画番号	1	2	3	4	5	6	6	6	6		
	打込み箇所	杭	基礎	1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	6 F	PH		
	打込み年月日	H26.6.20~ H27.7.20	H26.8.20	H26.9.25	H26.10.30	H26.11.20	H26.12.20	H27.1.25	H27.2.10	H27.2.20		
	打込み容積 (m ³)	240	160	200	200	195	165	140	80	20		
	打込み方法	トレミ管	ポンプ	"	"	"	"	"	"	"		
	予定試験回数	8	2	2	2	2	2	1	1	1		
	養生方法		シート	"	"	"	"	"	"	"		
ガ ス 圧 接	ガス圧接継手抜取検査	試験方法 () 超音波探傷法 () 超音波・引張併用 (<input checked="" type="radio"/>) 引張試験										
	抜取率	同一作業班が同一日に施工した箇所ごとに1回行い、1回の試験は3本以上										
コ ン ク リ ー ト 劣 化 対 策	塩化物の量の予測				塩害対策 (有・無)					受 付		
	(<input checked="" type="radio"/>) 0.30kg/m ³ 以下				() 調 合 (W/C %, スランブ cm)							
	() 0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下				() 防錆剤 ()							
	() 0.60 kg/m ³ を超える				(<input checked="" type="radio"/>) 床下端の鉄筋かぶり厚さ							
() その他 ()				() その他 ()								
塩害の要因 (有・無)			混和材料			アルカリ骨材反応対策 (有・無)						
(<input checked="" type="radio"/>) 海砂			塩分量			(<input checked="" type="radio"/>) 無害骨材の使用						
() 練混ぜ水			(<input checked="" type="radio"/>) 否			() 低アルカリ形セメントの使用						
() その他 ()			全アルカリ量			() アルカリ総量 kg/m ³ 以下						
			(<input checked="" type="radio"/>) 否			() 混合セメントの使用						

- 注1) 該当する建築物が複数ある場合及びコンクリートプラントが複数ある場合は、各々作成する。
- 注2) 記載内容を変更する場合は速やかに届け出ること。
- 注3) 工事開始前に指定試験所で行った海砂を含む砂の塩分、山砂を含む砂の洗い、及び砂・砂利・砕砂・砕石の粘土塊量試験の試験結果報告書を別に添付し、該当欄にはその値を記入。
- 注4) この報告書とともにコンクリート調合計画書も持参すること。

① 圧送・配置計画

コンクリート圧送設備の配置計画を含むコンクリート打設計画を、工事監理者が承認した日付を記入する。

② 設計かぶり厚さの最小値

各部鉄筋の設計かぶり厚さを記入する。その数値は「JASS 5」「RC 規準」第 20 条、その他の建築学会指針等によることが望ましい。

③ 使用材料

コンクリート配合計画書に基づいて各項目を記入する。

*セメントの種類・種別

種 類	種 別	
ポルトランドセメント	普通・早強・超早強・中庸熱耐硫酸塩・低熱	JIS R 5210
高炉セメント	A 種・B 種・C 種	JIS R 5211
シリカセメント	A 種・B 種・C 種	JIS R 5212
フライアッシュセメント	A 種・B 種・C 種	JIS R 5213

*レディーミクストコンクリート製造工場

- ・ JIS 表示許可番号 最新 JIS 表示許可番号を記入。
- ・ 所要時間 練混ぜから荷卸しまで 90 分以下 (JIS A 5308)

*細骨材

- ・ 種別は、川砂、山砂、海砂、砕砂かを確認する。

*粗骨材

- ・ 種別は、砂利、碎石、高炉スラグ粗骨材等
高炉スラグ碎石・細骨材 (S53.7.14 通達第 488 号、S58.7.21 通達第 210 号)
- ・ 最大寸法

使用箇所	粗骨材の最大寸法 (mm)	
	砂利	碎石・高炉スラグ
柱・はり・スラブ・壁	20, 25	20
基礎	20, 25, 40	20, 25, 40

④ 調合計画

*コンクリートの種類

- ・ 普通コンクリート、軽量コンクリート、高強度コンクリート、水密コンクリート、その他 (海水の作用を受けるコンクリート、水中コンクリート、凍結融解作用を受けるコンクリート、遮蔽用コンクリート)

*設計基準強度

- ・ 建築確認図書記載の設計基準強度と照合
品質基準強度は、耐久設計基準強度と設計基準強度のうち、大きいほうの値 (JASS 5 3.4 品質基準強度)

*スランプ

- ・ スランプは、一般の場合、普通コンクリートで品質が
33N/mm² 以上の場合 21cm 以下、
33N/mm² 未満の場合 18cm 以下とする。

*空気量

- ・ 空気量 4% から 5% 以下を確認し、建築確認図書標準仕様図と照合
JIS A5308 では、普通コンクリート 4.5%
軽量コンクリート 5% が標準

*水セメント比

コンクリートの種類	水セメント比の最大値 (%)
普通コンクリート	65
軽量コンクリート	55 (F ≤ 27N/mm ²)
	50 (F > 27N/mm ²)

高流動コンクリート	50
高強度コンクリート	55
水密コンクリート	55

ポルトランドセメントの場合

・その他のコンクリートは、JASS 5 参照

*単位水量

・コンクリートの単位水量 185kg/m³ 以下を確認し、建築確認図書標準仕様図と照合。

*細骨材率

細骨材率は、コンクリートの全骨材絶対容量のうち、細骨材の絶対容積が占める割合を百分率で表したものである。コンクリート 1 m³ 中の水、セメント、空気の容積を定めると残りが骨材の絶対容積となる。

⑤ 打込み方法

コンクリートの打込み方法で採用した方法名を記入する。

⑥ 予定試験回数

昭和 56 年建設省告示第 1102 号に基づきコンクリート強度を確認するために、工事監理者が指定する「構造体コンクリート強度圧縮試験」の回数を記入する。その回数（抜取方法）については「JASS 5」を参照すること。

⑦ 養生方法

散水、シート養生、給熱養生等の打設時期に応じて採用した打設後コンクリートの養生方法を記入する。打設後の養生は、コンクリートの強度発現、耐久性の確保などのため適切に行う必要がある。

⑧ ガス圧接継手抜取検査及びその抜取率

「JASS 5」、(社)日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」等に基づき、抜取検査は超音波探傷法、超音波探傷法と引張試験を適宜併用、あるいは、引張試験とすること。

⑨ コンクリート劣化対策

コンクリートの煙害及びアルカリ骨材反応の抑制に関して調合計画上の対策を記入する。

建築主事 殿

建築主	氏名 山形 太郎	住所 〇〇市〇〇町1-2	電話 0123-45-6789		
報告者	工事監理者 氏名 監理 一郎 事務所名 (株)〇〇設計事務所 住所 〒990-0001 〇〇市〇〇町3-4 電話 023-789-0123				
	施工者 会社名 (株)〇〇建設 代表者 建設 二郎 建設業の許可(山形県)大臣 知事許可(特-26) 第 100000 号 住所 〒990-0002 〇〇市〇〇町5-6 電話 0237-89-3210				
設計者	(1) 級建築士 (大臣) 登録 第 1234 号 氏名 設計 三郎 事務所名 (株)〇〇設計事務所 住所 〒990-0001 〇〇市〇〇町3-4 電話 023-789-0123				
建築工事名称	△△ビル新築工事				
建築場所	〒990-0002 〇〇市〇〇町5-6				
確認	確認年月日 平成 26 年 4 月 1 日 確認番号 第H 26 確済建築山形県 0123 号				
建築物の概要	敷地面積 3,456.78 m ² 建築面積 456.78 m ² 延べ面積 2,345.67 m ²				
	階数 地上 6 階 地下 0 階	主要用途 事務所	構造 RC造		
計画報告書	提出済 提出日 (平成 26 年 9 月 20 日)	未提出			
圧送従事者	変更の有無 無 有 変更有の場合は、変更前・変更後を併記すること。(変更前→変更後)				
	氏名 圧送 四朗 会社名及び住所 (株)〇〇工業 〇〇市〇〇町7-8	電話 023-456-7890			
	研修機関 (全圧連) 登録番号 (7654)				
圧送・配置計画					
(配筋検査) かぶり厚さの最小値 (cm)	部 位	土に接しない部分		土に接する部分	
	柱	屋外 5	屋内 4	5	
	屋根板	屋外 5	屋内 3	—	
	床板	下端 4	上端 3	5	
	はり	屋外 5	屋内 4	5	
	耐力壁	屋外 5	屋内 4	5 (基礎7)	
	非耐力壁	屋外 4	屋内 3	—	
使用材料	変更の有無 無 有 変更有の場合は、変更前・変更後を併記すること。(変更前→変更後)				
	セメント	品名・(種別)・製造工場 〇〇セメント(普通) 〇〇工場 △△セメント(普通) △△工場	混和材料 〇〇 (AE減水剤) △△ (流動化剤)	トレコデインクレーリキトス	製造会社・工場名 〇〇生コン〇〇工場
		JIS表示許可番号 〇〇〇			工事現場までの距離・所要時間 10 km 60 分
	細骨材	産地・(種別)	塩分 (%)	洗い試験によって失われる量 (%)	粘土塊量 (%)
〇〇(海砂) △△(山砂) ××(碎石)		0.015 — —	— 0.42 —	0.12 0.36 0.24	モルタルパー法 合 否
	産地・種別・最大寸法 (mm)	粘土塊量 (%)	アルカリ骨材反応試験方法・判定		
	〇〇(碎石) 20 △△(山砂) 利 20	0.05 0.10	化学法 合 否		

① 「圧送従事者、圧送・配置計画」「使用材料」欄について

「コンクリート工事施工計画報告書」の記載内容との変更点がある場合、「有」に○をし、変更点について「変更前の記載内容→変更後の内容」の要領で記入すること。また、変更がなければ「無」に○をし、その他は空欄とする。

② 〈配筋検査〉かぶり厚さの最小値

工事監理者が行った配筋検査のかぶり厚さの最小値を記入すること。

*かぶり厚さの最小値

- ・壁（耐力壁以外）、床 2 cm
- ・耐力壁、柱、はり 3 cm
- ・直接土に接する部分 4 cm
- ・基礎 6 cm

③ 使用材料

コンクリート配合計画書に基づいて各項目を記入する。

*セメントの種類・種別

種 類	種 別	
ポルトランドセメント	普通・早強・超早強・中庸熱耐硫酸塩・低熱	JIS R 5210
高炉セメント	A種・B種・C種	JIS R 5211
シリカセメント	A種・B種・C種	JIS R 5212
フライアッシュセメント	A種・B種・C種	JIS R 5213

*レディーミクストコンクリート工場

- ・JIS番号 最新JIS表示許可番号を記入。
- ・所要時間 練混ぜから荷卸しまで90分以下（JIS A 5308）

*細骨材

- ・種別は、川砂、山砂、海砂、砕砂かを確認する。

*粗骨材

- ・種別は、砂利、碎石、高炉スラグ粗骨材等。
高炉スラグ碎石・細骨材（S53.7.14 通達第488号、S58.7.21 通達第210号）
- ・最大寸法

使用箇所	粗骨材の最大寸法 (mm)	
	砂利	碎石・高炉スラグ
柱・はり・スラブ・壁	20, 25	20
基礎	20, 25, 40	20, 25, 40

④ 打込み結果

*スランプ（許容誤差の範囲であるか確認する。）

スランプ (cm)	許容誤差 (cm)
2.5	±1
5 及び 6.5	±1.5
8 以上 18 以下	±2.5
21	±1.5

*空気量（許容誤差の範囲であるか確認する。）

コンクリートの種類	空気量 (%)	許容誤差 (%)
普通コンクリート	4.5	±1.5
軽量コンクリート	5.0	

*塩化物量（0.3kg/m³以下かどうか確認する。）

*使用塩化物量測定器

原則として工事現場において打込み前のフレッシュコンクリートについて、(財)国土開発技術研究センターの旧技術評価を受けた塩化物量測定器を用いて行い、その測定記名を記入する。

*** 供試体養生方法**

工事監理者が指定する構造体コンクリートの圧縮強度の試験について記入すること。原則として、現場水中養生（水中コンクリートは標準養生）とする。

強度管理の材齢が 91 日の場合は、昭和 56 年建設省告示第 1102 号等に基づき、コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する特性を有する供試体について強度試験を行うこと。また、圧縮強度試験は、工事監理者が契約又は指定した「公的機関」等の信頼できる試験機関とする。

*** 構造体コンクリート強度の圧縮強度試験結果**

供試体の強度管理の材齢が 28 日であれば「28 日」の欄に記入すること。また、強度管理の材齢が 91 日の場合には「28 日」の欄の下の空欄に「91 日」と記入し、また試験結果の強度をその右側に記入する。

⑤ ガス圧接継手抜取検査

各階ごとにその検査方法を記入する。方法については「JASS 5」等に基づくものとする。

⑥ 検査結果

ガス圧接継手の検査のうち抜取検査と外観検査の両方について検査結果を記入する。左側に「抜取検査」、右側に「外観検査」を記入する。試験結果が合格のとき、「合」を記入する。なお、柱継手及びはり継手の検査結果の双方が合格である場合は、その結果の記入について欄ひとつ（「合」一文字）で兼ねるものとする。

⑦ ミルシート

確認する資料のひとつにミルシートがある。これは、鉄筋工事の品質確保に欠かせないものであり、さらに、テンプレートやロールマークの確認を励行すること。

提出日 年 月 日

建築主 殿

I 一般事項

建築主	住所 〒990-0000 ○○市○○町1-2-3 (TEL 0123-45-6789)		氏名 山形 太郎	
報告者	工事監理者	住所 〒990-0001 ○○市○○町4-5-6 (TEL 023-234-5678)		事務所名 (株)○○設計事務所 (1級建築士事務所 山形県) 登録(1205) 第1234号
	工事施工者	住所 〒990-0001 ○○市○○町7-8-9 (TEL 023-345-6789)		氏名 監理 一郎 (1級建築士 (大臣) 登録第12345号)
建築物・鉄骨工事の概要	住所 〒990-0002 ○○市○○町2-8-2 (TEL 023-456-7890)		事務所名 (株)□□設計事務所 (1級建築士事務所 山形県) 登録(1206) 第2345号	
	氏名 設計 三郎 (1級建築士 (大臣) 登録第3456号)		建築工事の名称 ○○本社ビル新築工事	
	建築確認 平成26年4月1日 第H26 確済建築山形県 0007号		建築場所 ○○市○○町5-6-7	
	主要用途 事務所		階数 地上15階 / 地下1階	延べ床面積 11,634㎡
	構造種別 S造・RC造・他(造)		架構形式 X方向 純ラーメン Y方向 プレース	
	溶接長 20,000m		鉄骨総重量 3,654t	鉄骨単位重量 0.13t/㎡
	使用部位		鋼材の種類	使用重量
	柱		SN490B,C	2,101t
	大梁		SN490B,C	2,310t
	小梁・間柱		SN400B	2,242t
ダンパー		BFLYP235	1t	
構造耐力上主要な部分に使用した鋼材等の種類及び使用部位等		高力ボルトの種類及び接合方法等		
種類・径等		接合方法	締付方法	
トルシニア型 S 10 T		摩擦	■トルクコントロール法	
径M 20 ~ 24		引張		
JIS型 F 10 T		摩擦	■トルクコントロール法	
径M 20 ~ 24		引張	□ナット回転法	
溶融亜鉛メッキ F T		摩擦	ナット回転法 (大臣認定品)	
径M ~				
溶接面の処理		μ=0.45	1母材	
		μ=0.40	1母材	
接合部位		鋼材の種類	溶接の種類	
BOX柱		SN490B,C	突合せ すみ肉	
ダイヤフラム		SN490B,C	突合せ すみ肉	
フランジ大梁		SN400B	突合せ すみ肉	
ウェブ大梁		SN400B	突合せ すみ肉	
突合せ すみ肉				
接合部位		鋼材の種類	溶接の種類	
柱+梁		SN490C+490B	突合せ すみ肉	
			突合せ・すみ肉	

建築確認通知書と設計図書との照合		訂正箇所 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無)	設計図書の訂正 (<input checked="" type="radio"/> 確認済 ・ 未確認)
建築確認後の変更事項		変更届の提出 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無)	届け出年月日 年 月 日
工事関係者住所・氏名	工事監理構造担当責任者	住所 〒990-0003 ○○市○○町3-9-4 (TEL 023-567-8901)	事務所名 (株)○○構造設計 (1級建築士事務所 山形県) 登録(1308)第3456号 氏名 構造 四郎 (1)級建築士 (大臣) 登録第23456号
	第三者検査機関等(溶接部の受入れ検査)	受入れ検査機関等の名称 (株)△△△検査工業 住所 ○○市○○町5-6-7 (TEL 023-678-9010)	検査員資格・氏名 NDI-UT3種(○○29○○○-UT3) 検査 五郎
	検査技術者(溶接部以外の受入れ検査)注.1	所属 ○△□鉄工(株) 住所 ○○市○○町5-6-7 (TEL 023-678-9010)	検査員資格・氏名 建築鉄骨製品検査技術者、建築高力ボルト接合管理技術者 ○○ 六郎
	工事施工者鉄骨工事責任者	建設会社名 □□建設(株) (TEL 023-980-2345)	資格・氏名 一級建築士 大臣登録 第*****号 大川 鉄男
	社内検査 <input checked="" type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 社内検査部門	外注検査機関等の名称 (株)○○検査機関 住所 ○○市○○町8-9-10 (TEL 023-600-0000)	検査員資格・氏名 NDI-UT3種(○○30○○○-UT3) ○○ 七郎
所属部署 検査員資格・氏名			
添付書類等	<input checked="" type="checkbox"/> 鋼材等の裏書きミルシート <input checked="" type="checkbox"/> ボルト類の強度試験報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事監理契約書(写し) <input type="checkbox"/> 鋼材等の流通経路を示す書類 <input checked="" type="checkbox"/> 高力ボルト現場軸力導入試験報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 認定書・資格証(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 溶接部の検査報告書(外観+超音波探傷) <input checked="" type="checkbox"/> 高力ボルトの締付け検査報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 各工程の工事写真 <input checked="" type="checkbox"/> 溶接部検査に関する契約書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 合成スラブの施工状況報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 溶接部の強度試験成績書 <input checked="" type="checkbox"/> 露出型柱脚施工管理報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

II 鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果

a. 検査等の項目	b. 実施した試験・検査等の方法 (実施した項目をチェック)	c. 検査等の実施年月日			
		社内検査 注2	受入れ検査 注3		
			鉄骨加工工場	工事施工者	工事監理者
鉄骨加工工場の決定	■書類審査 □工場実地検査		H26.5.1	H26.5.20	
鉄骨製作要領書・工作図の承認	■設計図書との照合 □図書審査	H26.6.1	H26.6.7	H26.6.10	
溶接方法の承認	■製作要領書審査 □承認試験	H26.6.1	H26.6.7	H26.6.10	
溶接技能者の承認	■資格証の確認 □溶接条件と資格の適合 ■技量確認試験 (実施 他工事資料参考)	H26.6.10	H26.6.15	H26.6.20	
使用鋼材等の受入検査	■ミルシートの確認 □立会検査 □鋼材判別器 □材質試験 □ ()	H26.8.30	H26.8.30	H26.8.30	
使用材料・製品等の受入検査 (高力ボルト、スタッドボルトその)	■ミルシート確認 □製品確認 □立会検査 □ ()	H26.8.30	H26.8.30	H26.8.30	
現寸検査等	■テープ合わせ □床上現寸図 ■工作図 審査 □定規・型板検査 □ ()	H26.8.30	H26.9.5	H26.9.5	
切断後の鋼材材質の確認	■マーキング確認 ■切板発注指示書確認 □確認試験 □ ()	H26.8.30	H26.9.5	H26.9.5	
① 工場製作時における検査等の実施状況	■開先形状・角度 ■ルート面・ルート間隔 ■肌すき、食違	■目視	H26.10.3	H26.10.5	H26.10.5
	■仕口部のずれ ■裏当て金・エンドタブ ■スラップ工法	■溶接ゲージ	H26.11.1	H26.11.6	H26.11.6
	■スラップ形状・寸法 ■仮付け溶接 ■内ダイヤの取付け	■スケール	H26.12.5	H26.12.7	H26.12.7
	★以下の項目は、2節目以降の組立検査時に確認する	■製作要領書の確認	H26.11.1	H26.11.6	H26.11.6
	■予熱の方法と管理方法の確認 ■余熱温度チェック	■温度チョーク	H26.12.5	H26.12.7	H26.12.7
	■パス間温度、入熱量の管理方法の確認と管理の結果	□ ()			
	■ボルトの孔径 ■孔心・孔間隔のずれ	■目視	H26.10.3	H26.10.5	H26.10.5
	■摩擦接合面の確認	■ゲージ	H26.11.1	H26.11.6	H26.11.6
			H26.12.5	H26.12.7	H26.12.7
				H26.12.26	H26.12.26
部材の精度	■部材の社内検査実施状況の確認 ■製品の社内検査報告書確認				
	■部材表面検査 ■部材寸法検査 ■取合い部検査	■目視	H27.1.15	H27.1.20	H27.1.20
	■スタッド溶接検査 ■高力ボルトの締付け検査	■ゲージ・スケール	H27.2.10	H27.2.13	H27.2.13
	■スラグ、スパッタの除去 □ ()	■打撃曲げ試験	H27.3.12	H27.3.12	H27.3.12
鉄骨製品の受入検査	■外観検査 (精度・表面欠陥) ■目視 ■溶接ゲージ ■スケール		H27.2.10	H27.2.13	H27.2.13
	■超音波探傷検査 (内部欠陥) ■超音波探傷試験 □ ()		H27.3.12	H27.3.16	H27.3.16
溶接部の品質	■溶接部の社内検査報告書の確認	■第三者検査機関による溶接部の受入検査報告書の確認 ■契約書等確認			
	社内検査を実施した者の所属・資格・氏名 ((株)〇〇検査機関) (NDI-UT3種(〇〇30〇〇〇-UT3) 〇〇 七郎)	実施した者の資格・氏名 NDI-UT3種(〇〇29〇〇〇-UT3) 検査 五郎 ■工事監理者が指定した「技術者」による代行検査報告書の確認 「技術者」の所属・氏名 〇〇鉄工(株) 〇〇 六郎)			
溶接部の品質のまとめ	1 全数検査 (検査数 1234 合格数 1200 合格率 97%) (不合格部の補修箇所) 補修方法 別紙による) 2 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数 ・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等	1 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数 ・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等 2 全数検査 (検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法)			
不具合の処置及び検査結果の考察	組立検査時において、ルート間隔が4mm以下のものがあったので、補正するよう指示した。全体としては比較的良好であった。				

② 現場工事時における検査等の実施状況	鉄骨工事施工要領書の承認	■設計図書との照合 ■図書審査	H27.5.10	H27.5.15	H27.5.15	
	溶接方法の承認	■製作要領書審査 □承認試験	H27.5.10	H27.5.15	H27.5.15	
	溶接技能者の承認	■資格証の確認 ■溶接条件と資格の適合 ■技量確認試験 (実施) (他工事資料参考)	H27.7.5	H27.7.5	H27.7.5	
	使用材料・製品の検査 (高力ボルト等)	■ミルシートの確認 ■現場軸力導入試験 □ ()	H27.8.3	H27.8.3	H27.8.3	
	柱脚部	■柱据付け面の状況 ■設計図書との照合 ■レベル ■アンカーボルトの据付け状況 ■スケール □露出型固定柱脚の施工状況 ■柱脚メーカーのチェックシート照合 □ () □ ()	H27.7.25	H27.7.25	H27.7.25	
	建て方	■建入れ直し ■仮締めボルト ■施工要領書等との照合 ■目視 ■倒壊防止措置 ■建て方精度 ■スケール ■下げ振り □ ()	H27.12.1	H27.12.1	H27.12.1	
	ボルト工事・溶接工事	■摩擦接合面の確認 ■目視 ■ゲージ ■食違い・肌すき検査 □ () ■1次締め後全数マーキング ■本締め検査 ■共廻り・締め忘れ検査	H27.9.1 H27.11.10	H27.9.1 H27.11.10	H27.9.1 H27.11.10	
		■作業環境等 ■予熱の実施状況 ■施工要領書等との照合 ■温度チョーク ■ルート間隔 ■食違い・仕口部のずれ ■目視 ■溶接ゲージ □スケール ■エンドタブ、裏当て金の施工状況 ■目視 ■溶接ゲージ □スケール ■溶接部の外観検査 (精度・表面欠陥) ■超音波探傷試験 □ () ■超音波探傷検査 □ () ■目視 ■ゲージ ■打撃曲げ試験 ■合成スラブの施工状況 (スタッド、焼き抜き溶接等) ■スラブメーカーのチェックシート照合	H27.8.20 H27.10.30	H27.8.20 H27.10.30	H27.8.20 H27.10.30	
		社内検査 □実施 ■省略 □溶接部の社内検査報告書の確認 社内検査を実施した者の所属・資格・氏名 () 1 全数検査 (検査数 合格数 合格率) (不合格部の補修箇所 補修方法) 2 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数 ・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等	■第三者検査機関による溶接部の受入検査報告書の確認 ■契約書等確認 実施した者の資格・氏名 NDI-UT3種 (〇〇29〇〇〇-UT3) 検査 五郎) ■工事監理者が指定した「技術者」による代行検査報告書の確認 「技術者」の所属・氏名 〇△〇鉄工(株) 〇〇 六郎) 左記で社内検査実施の場合は、次の1、省略の場合は2とする。 1 抜き取り検査の場合は、次の項目を記載して別に報告書を添付する。 ・検査ロットの構成方法・抜き取り方法・抜き取り率・検査数 ・不合格箇所数・検査ロットの合否判定・補修方法等 2 全数検査 検査数 654 合格数 644 合格率 98%) (不合格部の補修箇所 補修方法 別紙による)			
	不具合の処置及び検査結果の考察	アンカーボルトの位置にずれがあったので、ベースプレートの穴径を拡大し、溶接補強を行った。現場溶接部の受入検査で、柱溶接部の一部に溶け込み不良等による不合格が生じたため、ガウジングした後補修溶接を行った。 全体的には、比較的良好に施工されていたと判断している。				

注.1 溶接部を除く受入れ検査について、工事監理者が検査計画書及び検査依頼書に基づき依頼した技術者の所属、資格及び氏名等を記入する。

注.2 左に掲げられた「a. 検査等の項目」欄の項目について、社内検査として実施した項目を「b. 実施した試験・検査等の方法」欄の項目から選んで、□をチェックする。「c. 検査等の実施年月日」欄にこれらを実施した年月日を記入する。

注.3 上記と同様に、3者がそれぞれの立場で、受入れ検査として実施した項目とこれらを実施した月日を記入する。このうち、工事監理者が自らの業務の一部を他者（本報告書様式第2面の「検査技術者（溶接部以外の受入れ検査）」欄に記載した技術者注.1参照）に依頼して、代行検査等に当たさせた項目については、工事監理者の欄に検査等の月日と当該「検査技術者」の氏名を記入する。

I 一般事項

① 架構形式

架構形式については、X方向、Y方向それぞれについて記入する。

例) X方向：ラーメン構造、Y方向：ブレース構造

② 溶接長、鉄骨総重量、鉄骨単位重量

計画する溶接長さの合計を記入する。突合せ溶接については、のど厚6mmの隅肉溶接に換算した溶接長さとする。使用鋼材について、総重量及び床面積1㎡あたりの単位重量を記入する。

③ 計算ルート

構造計算で採用した構造計算のルートを建築物の方向別に記入する。構造計算ルート3で保有耐力の計算において材料強度の値に規格降伏点の1.1倍を採用する場合は、JIS規格品でなければならない。

④ 構造耐力上主要な部分に使用した鋼材等の種類及び使用部位等

使用部位欄に柱、はり、はり端部、はり中央部等を記入し、鋼材の種類欄にSN400B又はC、SN490B又はC等の当該部位に使用する鋼材規格を記入する。また、それぞれ鋼材の種類ごとの使用重量を記入する。

⑤ 高力ボルトの種類及び接合方法等

i) 種類・径等

使用した高力ボルトの種類及び径を記入する。このうち溶融亜鉛めっき高力ボルトは、大臣認定を取得した製品を用いる。

ii) 接合方法

採用する接合方法を選択して○で囲む。

iii) 締付方法

採用する高力ボルトの締付方法の□をチェックする。

トルシア形高力ボルトの締付方法は、トルクコントロール法であり、溶融亜鉛めっき高力ボルトの締付方法はナット回転法である。JIS形六角高力ボルトは、いずれの方法も用いることができるが、通常はトルクコントロール法が用いられる。

高力ボルトの種類		締付管理方法
a	トルシア形高力ボルト	トルクコントロール法
b	JIS形六角高力ボルト	トルクコントロール法 又は ナット回転法
c	溶融亜鉛めっき高力ボルト	ナット回転法

iv) 接合面の処理

母材とスプラインプレートの摩擦接合面の処理方法を摩擦係数 μ に対応させて記入する。標準的な摩擦接合面は、グラインダー等で黒皮（ミルスケール）を除去した後、放置して一面に赤錆が発生した状態（2週間程度）とされ、このときの摩擦係数 μ が0.45（長期で0.30 令92条の2）である。

溶融亜鉛めっき高力ボルトの摩擦係数 μ は0.40と定められ、接合面の処理は、認定を受けたメーカーの承認を得ることが義務づけられている。

⑥ 溶接継目の部位、鋼材の種類及び短期許容応力度等の区分等

溶接接合部位、接合する鋼材の種類、溶接の種類、強度区分（短期許容応力度の区分）について、工場溶接及び現場溶接に分けて記入する。

i) 接合部位

溶接によって接合する部材の部位を表示する。

ii) 鋼材の種類

溶接接合する鋼材の種類を記入する。板厚方向に大きな引張力を受ける部分（大きな変動軸力を受ける柱の通しダイアフラム等）には、板厚方向の性能を保証した鋼材（例えば、SN490のC種又はB種（オプションで保証））を用いることが基本原則である。

⑦ 工事監理構造担当責任者

工事監理業務のうち、構造設計に関わる部分について専門に担当する者が別にいる場合は、所属、資格、氏名等を記入する。鉄骨工事の品質の適正化を図るためには、工事監理に関しても構造専門の担当者を置くことが望ましい。

⑧ 第三者検査機関等（溶接部の受入検査）

溶接部の受入検査を実施した検査機関等の名称・代表者名・住所及び検査を実施した検査員の資格・氏名等を記入する。

ここにいう第三者検査機関等とは、鉄骨加工業者等が品質管理の一環として自主的に行う社内検査ではなく、建築主又は工事監理者等が受入検査を実施する際に、自らの検査業務を代行させるために依頼する検査会社やコンサルティング会社等をいう。前者と後者の検査を混同しているケースが見られ、このことが不良施工の要因の一つとなっていることに注意する必要がある。

したがって、これらの受入検査を実施する検査機関等との契約は、原則として、建築主又は工事監理者等（工事施工者と同一の者を除く）が行い、契約書等の写しを添付するものとする。ただし、建築主が検査機関、検査計画等の当該検査に関する諸条件及び検査結果について承認した場合に限り、工事施工者（元請）が契約した検査会社の検査によることができる。

⑨ 検査技術者（溶接部以外の受入検査）

工事監理者が鉄骨のすべての製作工程にわたり受入検査を行うことは望ましいことであるが、このためには、一般的な建築技術以外の広範な知識及び専門的な技術が求められ、多大な労力と時間を必要とする。したがって、一般的には事実上困難であり、専門的知識を持った信頼できる技術者が代行する検査等を活用することが合理的である。

平成2年から3年にかけて社会問題化した鋼材・鉄骨の欠陥製品・工事を解決することを目的として、鉄骨の品質向上に関する取組みが各方面で行われてきた。この一環として、(社)日本鋼構造協会の建築鉄骨品質管理機構は、鉄骨品質における自工程責任の明確化等を目指して、建築鉄骨超音波検査技術者（UT）、建築鉄骨製品検査技術者（精度、外観等）及び高力ボルト接合管理技術者の資格制度を制定している（平成9年度）。

設計者・工事監理者がこれらの資格者を適切に活用することにより、自らの工事監理業務をより充実させることが可能となる。

工事監理者が、これらの技術者に依頼して代行検査にあたらせた場合は、本報告書様式の第2面の「検査技術者（溶接部以外の受入検査）」欄に所属、資格及び氏名等を記入する（様式第2面の注.1参照）。

これらの技術者は、次のような組織に所属する者を想定している。

- i) 第三者検査機関等
- ii) コンサルティング会社等
- iii) 工事施工者（元請）
- iv) 鉄骨加工工場等

これらの技術者の所属する組織のうち、iii)及びiv)は、利害や立場が異なると考えられるため、これらの事情を十分に考慮する必要がある。依頼にあたっては、工事監理者としての主体的な検査計画を明確にし、検査計画書及び検査依頼書等で「検査技術者」の立場・役割を工事監理業務に関する「技術的アドバイザー、パートナー等」として位置づけ活用することが重要である。

⑩ 社内検査

鉄骨加工工場の責任において実施した社内検査の形態について、外注又は社内検査部門の□をチェックし、該当する欄の必要事項を記入する。

⑪ 添付書類等

建築主事から求められた添付書類等の項目をチェックし、資料を提出する。

Ⅱ 鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果

鉄骨の工場製作時及び工事現場における試験・検査等の項目・方法についてチェックする。

検査等の結果については、工事監理者・工事施工者（元請）・検査機関において最終的に合格した年月日を記入する。

① 工場製作時における検査等の実施状況

ア 鉄骨加工工場の決定

鉄骨加工工場の選定は、当該鉄骨工事の規模・形状・構造種別・架構形式・使用鋼材の種類と板厚・溶接方法の種類等に対して十分な技術と設備を持ち、有効な品質管理体制を備えていることが必要である。

これらの要件を書類審査及び工場の実地調査等を行い確認し、決定する。大臣認定工場等であっても、建築物の規模や鋼材の種類によっては適切でない場合もあり得るので、工場への実地調査は重要である。

イ 製作要領書・工作図の承認

製作要領書には、次のような項目及び内容が記載されていることを確認する。

- i) 工場の概要・組織について（加工工場・現寸場・技術者・技能者・各種社内の検査方法及び検査基準等）
- ii) 工場製作の工程概要及び使用材料について（製作工程フローチャート及び立会試験・検査等の明記、使用材料（鋼材・溶接材料・高力ボルト）の材料・種類・製作会社名・保管等取扱い上の注意事項等）
- iii) 切断・加工・組立てについて（切断に使用する機器、開先加工・切断・孔あけ等の精度基準等、高力ボルト接合部の摩擦面の処理方法・処理範囲等、柱はり仕口部の製作順序・組立て台の精度・組立て溶接の位置・溶接技能者の資格・使用器具等）
- iv) 本溶接について（溶接工の資格・使用機器・溶接姿勢・予熱温度・溶接順序・パス間温度・入熱量等、エンドタブの種類、ガウジング・裏当て金等についての注意事項等）
- v) 製品検査について（完成品に対する寸法検査及び精度基準、外観検査基準、超音波探傷検査（UT）の抜取方法・抜取率・合格判定基準等）
- vi) 製品の塗装・保管について（防錆塗料の種類・塗装方法、製品の仮置き・養生等）
- vii) 工程の各段階で生じうる不具合とその対処方法

工事には、何らかの不具合が生じることは予想していなければならない。この場合に、不具合の程度に応じて対処すべきレベルをあらかじめ定めておく必要がある。例えば鋼材種類の誤差や溶接部の割れなど、作り直しを含むような工事監理者の判断を必要とする最高レベルの場合から、溶接部の余盛り不足のような鉄骨加工業者の自主的管理に委ねて、事後承認とする比較的lowレベルの場合までが考えられる。これらの不具合事項を整理し、製作要領書に明確にしておくことが必要である。

工作図は、鉄骨部材の詳細な形状・寸法・材質、溶接及び高力ボルト接合部の形状・寸法・材質、貫通孔の位置・径、仮設金物等を確認し、承認する。

ウ 溶接方法の承認

使用鋼材に対して適切な溶接方法・溶接条件、溶接材料であること等を確認し承認する。

エ 溶接技能者の承認

当該鉄骨工事の溶接施工条件（板厚・溶接姿勢等）に応じた有資格者であることを確認し承認する。工事の規模や設計の要求性能の必要に応じて、技量確認し試験等を行い承認する。

オ 使用鋼材等の受入検査

使用鋼材は、JIS規格品とし鋼材規格証明書（ミルシート原本又は裏書きミルシート等）と照合し、建築主事に提示する。

なお、ミルシート等で照合できない場合は、材料試験等によって品質を確認する。

ミルシートの裏書き方式とは、業界で「天ぷらミルシート」と呼ばれる「鋼材規格証明書のコピー」が横行し、素性の不明確な規格外品や国籍不明の鋼材が混入する一因となっている状態を改善するための方策として提案されたものである。

鋼材、特に鋼板等の場合は、流通の各段階で小分けにされるケースが多い。一方、ミルメーカーから出荷する鋼材に添付される「鋼材規格証明書（ミルシート）」は数枚程度であり、この際に、流通の各段階の業者が責任を持って次の流通の段階へ受けわたさなければ、鋼材の種類・品質はその段階で保証ができなくなる。

そこで、元の原本の鋼材規格証明書を最初に小分けした業者（例えば商社・問屋など）がコピーし、これに「小分けした鋼材についてのみ有効である旨の記述と当該鋼材部分の明示（赤星印等）」を記載し、記名・押印したもの（第一次原本相当規格証明書＝裏書きミルシート）

ト)を小分けにした鋼材に添付することによって、鋼材の流通経路を明らかにしようとしたものである。さらに、次の流通段階であるシャーリング会社などが小分けにする場合は、この「一次原本相当」をコピーし、記名・押印したもの(第二次原本相当規格証明書＝裏書きミルシート)を小分けにした鋼材に添付する。

この方式は、厳密な意味で鋼材の実物とミルシートが一致することを保証するものではない。しかし、流通経路の各段階における関係者の責任を明らかにする方法としては、現在のところこれ以外にない。

カ 使用材料・製品の受入検査

使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。

キ 現寸検査等

設計図書等に記載されている事項が正しく現寸図(床書き現寸図又は型板・定規)に反映されていることを確認する。各部の寸法、溶接部の形状寸法、仕口部等の詳細部の取合い等の納まりの難しい部分(溶接・高力ボルトの施工性)は、とくに注意する。

工作図自体に型板・定規の作成に必要な情報が十分に盛り込まれ、施工性についても検討されている場合には、現寸図の一部又は全部を省略することができることとされている

(JASS 6)。この場合の現寸検査は、床書き現寸ではなく、型板・定規について実施することになる。

ク 切断後の鋼材材質の確認

切り板に加工された鋼材の材質を取り違えないように注意する。とくに同一部材や継手・仕口等に異種の鋼材を使用する場合は、鋼材判別機器等を使用して確認する必要がある。

なお、鋼材表面にマーキングを施した製品を使用すれば、識別は一目瞭然である。

ケ 組立検査

i) 本溶接前の検査

組立検査は、本溶接後では修正が困難になる組立精度等の是正をできる限り事前に行うためのものであり、本溶接後の検査と同等に最も重要な検査である。

検査は、開先形状、ルート間隔、ルート面、部材相互の肌すき・くい違い、仕口部のずれ、開先部の清掃状況、裏当て金の取付状態、裏はつりの施工状態、エンドタブの種類・取付状態、内ダイアフラムの取付状態、スカラップの形状・施工状態、仮付け溶接の施工状態、スラグ・スパッターの除去、ボルトの孔径、孔心・孔間隔のずれ、孔のくい違い、孔の端あき・縁あき、摩擦接合面の状態等について行う。

ii) 溶接中の品質管理(予熱等の管理)

強度や靱性は、鋼材や溶接部に要求される最も重要な性能であり、予熱・パス間温度・入熱量等の管理(以下「予熱管理等」という。)によって大きく左右されることが知られている。しかし、溶接作業中の管理であることから受入検査として行うには、タイミングを合わせる 것이難しい。

したがって、1節目の組立検査時には、前述の「(2)鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果 ②製作要領書・工作図の承認」で承認した製作要領書(鉄骨製作要領書などと呼称することもある。)に適切な管理方法が記載されていることを確認し、2節目以降の組立検査時に前節分等の予熱管理等の状況を確認するなどの工夫が必要である。

また、このような検査・確認の場合に「(1)一般事項 ⑨検査技術者」で述べた検査技術者を活用するのが合理的といえる。

コ 鉄骨製品の受入検査

鉄骨加工工場における製作が完了し、現場へ搬送する前に製品検査を実施する。製品検査は、一般に社内検査と受入検査とに分けられ、社内検査としての製品検査によって発見された不具合を是正した後、発注者(工事施工者)が受入検査を行う。工事監理者や建築主が別途に受入検査を行うこともあるが、一般的には工事施工者が行う受入検査に立ち会い確認することによってこれを省略しているケースが多い。

サ 部材の精度等

検査は、部材の寸法・精度、取合部、スタッド溶接部等について行う。工場締め高力ボルトの締付工事がある場合は、「2)工事現場における検査等の実施状況 ⑦ボルト接合部の検査状況」に記載の検査と同様に行い検査する。

なお、JASS 6 では、溶接部の外観検査を含めているが、この報告書では行政上の重要性を考慮して、溶接部検査（外観検査及び超音波探傷検査）はとくに別項目で取り上げている。

i) 製品の社内検査実施状況の確認

製品の寸法・精度に関する受入検査の一環として、鉄骨加工工場の自主検査がどのように行われたか、また、不具合部の処置はどのように行われたか等について、鉄骨加工工場が作成した「製品の社内検査報告書」等によって確認する。

ii) 製品の受入検査

「⑩ 部材の精度等」に掲げた検査項目のうち、実施した項目の□をチェックし、その際に行った試験方法等の□をチェックする。

シ 溶接部の品質

溶接部の品質に関する受入検査は、外観検査（表面欠陥の検出）及び超音波探傷検査（内部欠陥の検出）について行う。JASS 6 では、外観検査を製品の寸法・精度検査の一部として工事施工者が行うことにしているが、本報告書では、行政上の重要性や外観検査の技術的な難易度等を考慮し、超音波探傷検査と一体のものである溶接部検査として位置づけている。したがって、第三者検査機関等に依頼する場合は、超音波探傷検査のみではなく外観検査についても契約することが望まれる。

この場合において、検査会社等によっては、建築鉄骨や溶接の知識を十分に把握していない検査技術者を派遣してくることがあるので、検査技術者の有する資格についてチェックする必要がある。検査技術者は、日本非破壊検査協会の NDI-UT 2 種又は 3 種の資格を有することを前提とした上で、以下の資格も保有していることが望ましい。日本溶接協会の溶接管理技術者（WES 特級、1 級又は 2 級）、(社)日本鋼構造協会の建築鉄骨品質管理機構の建築鉄骨超音波検査技術者（UT）、建築鉄骨製品検査技術者（精度、外観等）及び高力ボルト接合管理技術者（「(1) 一般事項 ⑨検査技術者（溶接部以外の受入検査）」参照）等である。

溶接部の外観検査は、割れ、余盛り高さ、ビードの不整、アンダーカット、オーバーラップ、仕口のずれ等について行い、具体的な検査項目は、JASS 6、鉄骨精度測定指針等を参考とする。溶接部の超音波探傷検査は、完全溶込み溶接部について行った検査率及び合格率を記入する。この場合の検査機関については、「(1) 一般事項 ⑧第三者検査機関等」を参照のこと。

設計者・工事監理者がこれらの資格者を適切に活用することにより、自らの工事監理業務をより充実させることが可能となる。

i) 社内検査結果のまとめ

溶接部に関する受入検査の一環として、鉄骨加工工場の自主検査がどのように行われたか、また、不具合部の処置はどのように行われたか等について、鉄骨加工工場が作成した「溶接部の社内検査報告書」等によって確認し、評価する。

ii) 受入検査結果のまとめ

第三者検査機関等が実施した溶接部の検査報告書等の内容を検討し、契約が適切になされていることを確認する。

また、溶接部の抜取検査結果の報告事項が適切であり、すべての検査ロットが合格していることを確認する。

また、「第三者検査機関等の検査技術者」又は「溶接部以外の検査について工事監理者が代行検査を依頼した検査技術者」による各工程に関する報告を確認する。

ス 不具合の処置及び検査結果の考察

検査の結果が不合格であった場合の処置等及び全体的な施工管理に対して、工事監理者としての評価を考察し記入する。この場合において、「②製作要領書・工作図の承認」の vii) 項に掲げた不具合処理の対処法に基づき、採用する処置方法を検討する。この際に、工事監理者が依頼している前掲の建築鉄骨製品検査技術者などのように、検査と溶接施工の知識を併せ持つ技術者を活用することにより適切な処置方法を選択することが重要である。

② 現場工事時における検査等の実施状況

ア 鉄骨工事施工要領書の承認

工場製作の場合と同様に行う。

なお、工事現場溶接は、天候条件（風速、温度、湿度、降雨、降雪）等が品質に及ぼす影響が大きいため、より慎重な施工管理が要求される。また、冬季の工事や使用鋼材・板厚等によっては、予熱が必要となる場合があり、予熱の実施状況も品質に及ぼす影響が大きいため注意が必要である。とくに、冬季の予熱対策は、費用と時間を見込んでおく必要があるため、あらかじめ具体的な方法を検討して製作要領書に明確に位置づけておくことが重要である。

イ 溶接方法の承認

工場製作の場合と同様に行う。

なお、上記①で述べた諸条件についても考慮する。

ウ 溶接技能者の承認

屋外作業のため、作業環境や作業条件の確保が難しいので、作業ステージの確保等及び当該工事に要求される溶接姿勢に溶接技能者の有する資格の内容が対応しているか確認する。

エ 使用材料・製品の受入検査

工場製作の場合と同様に行う。

なお、さらにボルト径ごとやメーカーごとに現場軸力導入試験を行い、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。

オ 柱脚部

柱据付面の状況、アンカーボルトの据付状況（径・長さ・取付位置等）、露出固定型柱脚の施工状況（メーカーのチェックシート等による確認）等について確認する。

カ 建て方

建方検査は、建入れ直しの状況、仮締めボルトの位置・本数等、倒壊防止措置等について確認を行う。建方精度は、建入れ直し後に確認する。

キ ボルト接合部の検査状況

締付けに先立ち、摩擦接合面、ボルト径・孔のくい違い・肌すき等を確認し、一次締付け後に全数のマーキングを行った上で本締めを行う。本締め検査は、トルシア形高力ボルトの場合にピンテールの破断とマークのずれ等により、また、JIS形六角高力ボルトの場合にトルクレンチによる締付けトルクの確認及びマークのずれにより締付け状態及び共回りの有無を確認する。

なお、「①工場製作時における検査等の実施状況 シ 溶接部の品質」で述べた(社)日本鋼構造協会の建築鉄骨品質管理機構が制定した資格である高力ボルト接合管理技術者を活用することが望ましい。この資格者に工事監理者が依頼した場合には、工事監理者の検査を代行することができるものとする。

また、溶融亜鉛めっき高力ボルトの場合は、専門の「高力ボルト締付け管理技術者」による管理が国土交通大臣の認定要件として要求される。

ク 組立て検査

開先形状その他の組立て検査等は、工場製作における組立て検査の場合と同様に行う。この場合に、開先面と近傍には、溶接に有害でない錆止めの措置がなされていることを確認する。また、超音波探傷作業に支障があるため、溶接部から15～40cm（板厚等によって異なる）程度は、塗装されていないことを確認する。

ケ 溶接部の検査状況

溶接作業条件、溶接条件、天候管理、溶接順序、予熱、パス間温度、入熱量などについては、溶接管理技術者等が管理し、工事施工者、工事監理者が確認する。

溶接部の外観検査及び超音波探傷検査については、工場製作における溶接部の受入検査と同様に行う。

ただし、工事現場溶接工事の場合、工程・工期や溶接作業の進め方等の関係から自主検査が省略され、受入検査のみが実施されるケースが多いため、原則として全数検査とする。

コ 不具合の処置及び検査結果の考察

検査の結果が不合格であった場合の処置等及び全体的な施工管理状況について、工事監理者として評価・考察し記入する。

§ 3 中間検査申請書（第四面）記入例

- 1 各構造共通 第1回特定工程
- 2 木造 第2回特定工程
- 3 鉄筋コンクリート造 第2回特定工程
- 4 鉄骨造 第2回特定工程

1 各構造共通 第1回特定工程 中間検査申請書 (第四面)

記入例

(記入に際しての注意事項)

- 1 コンクリートの品質 (4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果) については、(第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書及び(第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書を提出すること。
- 2 この記載例で記入のない工事について、特定工程までに工事監理が終了している場合は、その状況を記載する。

工事監理の状況

	確認を行った 部位・材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書 の内容に ついて設 計者に確 認した事 項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主 に対して行 った報告の 内容)
敷地の形状、 高さ、衛生及 び安全	道路 敷地 建築物の配置 仮囲い 落下物の防護	幅員、接道長さ 敷地形状、敷地の高さ 敷地境界線・道路境界 線からの離れ	配置図	無	計測確認(スチールテープ) 測量機器にて測定・確 認(トランシット・レベル) 遣り方工事時に確認	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料(接合材料 を含む)の種 類、品質、形 状及び寸法	杭	種類：場所打ちコンク リート杭 構法：アースドリル 径：1~1.6m 長さ：12.0m 支持層	仕様書、基礎 伏図、構造 詳細図 地盤調査資料	無	工場試験書類の確認受 入れ時の検査及び工程 終了時に現場照合	適
	アンカーボルト	形状・寸法・品質・径	仕様書、構造 詳細図	無	ミルシート書類検査受 入れ時の検査及び工程 終了時に現場照合	
	鉄筋	材料、種類、規格、品 質、形状、寸法 D10~D16 (SD295A) D19~D25 (SD345)	仕様書、構造 詳細図	無	ミルシート書類検査受 入れ時の検査及び工程 終了時に現場照合	適
	コンクリート	材料、種類、規格、品 質普通コンクリート Fc=27N/m ²		無	配合計画書、報告書に よる書類審査及び供試 体による4週圧縮強度 試験結果の確認	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料の接合状 況、接合部分 の形状等	杭	位置、形状、寸法 ・偏心距離 最大 35cm	基礎伏図、杭 伏図、構造詳 細図	無 偏心の 応力処 理	工程終了時に現場照合	適 (偏心によ る基礎ば り、フーチ ングの計 画変更申 請)
	基礎	位置、形状、寸法 配筋の本数、配置 杭頭の処理、補強 主筋の本数、径	基礎伏図、構 造詳細図	無	同上	適
	柱 (立上がり 部)	フープの径、ピッチと位置 主筋の本数、径、位置	1,2階伏図、 構造詳細図、 仕様書	無	同上	適

	地中ばり (小ばり含む)	主筋の定着 スラップの径、ピッチと位置 継手の位置、長さ 貫通孔の位置と補強方法	1,2階伏図、 構造詳細図、 仕様書	無	同上	適
	鉄筋継手	ガス圧接継手の形状と位置 特殊継手	仕様書 (社)日本圧接 協会ガス圧接 仕様 認定、評価仕様	無	同上	適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	杭	位置、形状、寸法、偏心距離	杭伏図、 構造詳細図	無	同上	適
	基礎	位置、形状、寸法、配筋本数	基礎伏図、 構造詳細図	無	同上	適
	地中ばり	・位置、形状、寸法、配筋本数、間隔、配置	基礎伏図、 構造詳細図	無	同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照会した内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)						
備考	① コンクリート工事施工計画報告書及び施工結果報告書：別添 ② ○年○月△△日、計画変更確認番号第*****号(基礎の変更)					

(記入に際しての注意事項)

- 1 コンクリートの品質 (4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果) については、(第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書及び(第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書を提出すること。
- 2 この記載例で記入のない工事について、特定工程までに工事監理が終了している場合は、その状況を記載する。

工事監理の状況

	確認を行った 部位・材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書 の内容に ついて設 計者に確 認した事 項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主 に対して行 った報告の 内容)
敷地の形状、 高さ、衛生及 び安全	道路 敷地 建築物の配置 仮囲い 落下物の防護	幅員、接道長さ 敷地形状、敷地の高さ 敷地境界線・道路境界 線からの離れ	配置図	無	計測確認(スチールフ) 測量機器にて測定・確 認(トランジット・レベル) 遣り方工事時に確認	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料(接合材料 を含む)の種 類、品質、形 状及び寸法	コンクリート	材料、種類、規格、品 質普通コンクリート Fc=27N/m ²	仕様書、構造 詳細図	無	配合計画書、報告書に よる書類審査及び供試 体による4週圧縮強度 試験結果の確認	適
	軸組	位置、材質、寸法、形 状	仕様書、構造 詳細図	無	材質は木材の印字を確 認工	適
	筋違い	位置、材質、寸法、形 状	各階伏図、軸 組図	無	現場にて構造図と照合	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料の接合状 況、接合部分 の形状等	アンカーボルト	位置、形状、寸法	仕様書、基礎 伏図、構造詳 細図	無	現場にて構造図と照合	適
	筋違い接合部	位置、形状、寸法	仕様書、構造 詳細図	無	現場にて構造図と照 合、金物の取付状況を 確認	適
	柱・土台接合 部	位置、形状、寸法	仕様書、軸組 図、構造詳細 図	無	同上	適
	柱・はり接合 部	位置、形状、寸法	仕様書、軸組 図、構造詳細 図	無	同上	適
	管柱接合部	位置、形状、寸法	仕様書、軸組 図、構造詳細 図	無	同上	適
	たるき接合部	位置、形状、寸法	仕様書 構造詳細図	無	金物の取付状況を確認	適
建築物の各部分の位置、 形状及び大きさ	基礎	位置、形状、寸法、配 筋本数	基礎伏図、構 造詳細図	玄関の 形状変 更	現場にて構造図と照合	適(面積増 による計画 変更申請)
	1階床	高さ、床組の状況	伏図、断面 図、構造詳細 図	廊下の 幅員の 変更	同上	同上

	2階床	高さ、床組の状況	伏図、断面図、構造詳細図	無	同上	適
	柱	位置、形状、寸法、間隔、配置	1階伏図、構造詳細図	無	同上	適
	小屋組み	高さ、小屋組の状況	伏図、断面図、構造詳細図	無	同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	柱・筋違い、壁、土台	防腐措置の状況 防水紙の状況	仕様書、断面図	無	工事終了時に現場にて確認	適
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備考	① コンクリート工事施工計画報告書及び施工結果報告書：別添 ② ○年○月△△日、計画変更確認番号第*****号（建築面積、床面積の変更）					

3 鉄筋コンクリート造 第2回特定工程 中間検査申請書 (第四面)

記入例

(記入に際しての注意事項)

- 1 コンクリートの品質 (4週圧縮試験強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験に関する結果) については、(第5号様式) コンクリート工事施工計画報告書及び(第6号様式) コンクリート工事施工結果報告書を提出すること。
- 2 この記載例で記入のない工事について、特定工程までに工事監理が終了している場合は、その状況を記載する。

工事監理の状況

	確認を行った 部位・材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書 の内容に ついて設 計者に確 認した事 項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主 に対して行 った報告の 内容)
敷地の形状、 高さ、衛生及 び安全	落下物の防護	道路境界線からの離れ	配置図	無	計測確認(スナールフ)	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料(接合材料 を含む)の種 類、品質、形 状及び寸法	鉄筋	材料、種類、規格、品 質、形状、寸法 D10~D16 (SD295A) D19~D25 (SD345)	仕様書、構造 詳細図	無	ミルシート書類検査受 入れ時の検査及び工程 終了時に現場照合	適
	コンクリート	材料、種類、規格、品 質普通コンクリート Fc=27N/m ²		無	配合計画書、報告書に よる書類審査及び供試 体による4週圧縮強度 試験結果の確認	適
主要構造部及 び主要構造部 以外の構造耐 力上主要な部 分に用いる材 料の接合状 況、接合部分 の形状等	鉄筋継手	ガス圧接継手の形状と 位置 特殊継手	仕様書 (社)日本圧接 協会ガス圧接 仕様 認定、評価仕 様	無	工程終了時に現場照合	適
	1階スラブ	主筋の向き、径とピッ チ及び位置 主筋、配力筋の定着と 継手 開口部の配筋補強 設備配管補強	仕様書 1,2階伏図 構造詳細図	無	同上	適
	1階柱	フープの径、ピッチと位置 主筋の本数、径、位置	1,2階伏図、 構造詳細図、 仕様書	1階階高 の減少	同上	適(軽微な 変更として 処理)
	壁	壁筋の径とピッチ、定 着と継手 スリットの位置と施工 状況	仕様書 1,2階伏図 軸組図 構造詳細図	無	同上	適
	2階スラブ	主筋の向き、径とピッ チ及び位置 主筋、配力筋の定着と 継手 開口部の配筋補強 設備配管補強	仕様書 1,2階伏図 構造詳細図	無	同上	適
建築物の各部分 の位置、形 状及び大きさ	1階スラブ	・位置、形状、寸法、 配筋本数、間隔、配 置	1階伏図、 構造詳細図	無	同上	適

	柱	・位置、形状、寸法、配筋本数、間隔、配置	1階伏図、構造詳細図	無	同上	適
	2階スラブ	・位置、形状、寸法、配筋本数、間隔、配置	1階伏図、構造詳細図	無	同上	適
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備考	コンクリート工事施工計画報告書及び施工結果報告書：別添					

4 鉄骨造 第2回特定工程 中間検査申請書 (第四面)

記入例

(記入に際しての注意事項)

- 1 検査者、資格、工場加工及び工事現場における試験・検査等の結果は、(第7号様式)鉄骨工事施工状況報告書を提出すること。
- 2 この記載例で記入のない工事について、特定工程までに工事監理が終了している場合は、その状況を記載する。

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	落下物の防護	道路境界線からの離れ	配置図	無	計測確認(スナールーフ)	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	鋼材等	材料、種類、規格、品質、形状、寸法 BCP325、SM400B、SM490A	仕様書、構造詳細図	無	ミルシート書類検査受入れ時の検査及び工程終了時に現場照合	適
	溶接材料	鋼材と溶接方法に対応した溶接材料	仕様書 構造詳細図 製作要領書	無	工場検査時に照合確認	
	高力ボルト	形状、寸法、品質、径 ボルト孔の径	仕様書 構造詳細図	無	ミルシート書類検査受入れ時の検査及び工程終了時に現場照合	適
	床材	材料、寸法、形状 合成スラブ (〇〇デッキ)	仕様書 構造詳細図	無	ミルシート書類検査受入れ時の検査	適
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	1階スラブ	主筋の向き、径とピッチ及び位置 主筋、配力筋の定着と継手 開口部の配筋補強 設備配管補強	仕様書 1階伏図 構造詳細図	無	同上	適
	柱とはりの接合部分	溶接方法(工場溶接、CO2半自動溶接など) 鉄骨加工工場の品質管理、検査の状況 組立精度、開先の精度、溶接条件等 製品の寸法精度 溶接部の品質、外観検査、超音波探傷検査	仕様書 構造詳細図	無	工場検査時の制作要領書等の確認 工場の品質管理、社内検査の実情確認 製品検査時に目視及び計測 報告書の確認	適
	はりとはりの継手部分	接合方法(高力ボルト摩擦接合) 摩擦面の状態、ボルトピッチ、縁あき 接合状況	仕様書、構造詳細図	無	設計図書と工作図の照合 工場における摩擦面処理の確認及びボルト孔精度確認	適

	柱と柱の接合部分	接合方法（現場溶接） 溶接技能者資格 現場溶接の品質管理 組立精度、開先の精度、溶接条件等 溶接部検査（第三者） 外観検査 超音波探傷検査	仕様書 構造詳細図	無	溶接姿勢、鋼板厚と資格証との照合 溶接監理技術者の配置、現場溶接用設備機器の設置、作業用足場の設置等の確認 目視及び計測、予熱、パス間温度確認 第三者による受入れ検査時に立会い検査及び報告書の照合確認	適
	2階床	材料、寸法、形状 合成スラブ	仕様書 構造詳細図	無	工程終了時に現場照合	適
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	柱	位置、形状、寸法、	各階伏図、軸組図、構造詳細図	無	工程終了時に現場照合	適
	はり	位置、形状、寸法	同上	無	同上	適
	鉄骨階段の位置	品質、位置、形状、寸法	同上	Y2 方向に 100mm 移動	設計図書と工作図の照合 工程終了時に現場照合	適（軽微な変更として処理）
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備考	鉄骨工事施工状況報告書：別添					

§ 4 中間検査Q & A

1 中間検査の要否について

- ・工区分けが多い場合の検査方法について
- ・増築の場合の中間検査の要否について
- ・E x p . J で構造を分けた建築物の中間検査の要否について
- ・2以上の構造を併用する建築物の中間検査の要否について

2 手数料について

- ・異なる特定工程の中間検査を同時に行う場合の手数料について

3 特定工程の判断について

- ・階数が異なる部分を持つ建築物の特定工程について

4 木造建築物の中間検査の実施について

- ・木造建築物の第2回特定工程について

5 構造特記仕様書について

- ・確認申請書に添付されている構造特記仕様書と施工状況が異なる場合について

中間検査 Q & A

1 中間検査の要否について

- ・ 工区分けが多い場合の検査方法について

【質問】

工程の関係上、中間検査回数が基礎だけでも 50 回程度になる。
中間検査を簡素化できないか。

【回答】

本県では中間検査の工区分けについて定めていないため、全工区が中間検査の対象となる。

※R 5 時点で、東北各県いずれも、先行工区のみ検査を行う等の指定はしていない。

- ・ 増築の場合の中間検査の要否について

【質問】

増築の場合、建築物全体で中間検査対象規模(3階かつ 500 m²超)となる場合は、増築部分が平屋で小規模な場合でも中間検査が必要となるか。

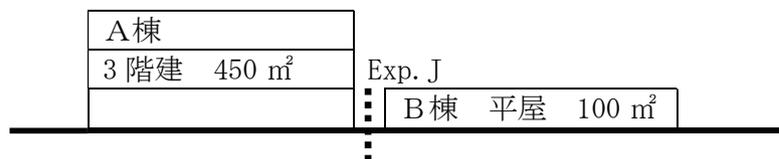
【回答】

増改築の場合は、増改築に係る建築物の部分が中間検査の要件に合致するものを検査対象とする。

- ・ Exp. J で構造を分けた建築物の中間検査の要否について

【質問】

Exp. J で構造上分離している場合、中間検査の要否は建築物全体で判断するのか。



【回答】

Exp. J で構造上分離している場合でも、「一の建築物」として中間検査の要件に合致する場合には中間検査が必要となる。(上記の建築物は中間検査の対象となる。)

※構造審査・検査の運用解説：日本建築行政会議（指針研修等件等委員会指針等検討WG）

エキスパンションジョイントで接し、構造的には独立部分とみなせるものであるが、使用上、用途上、防火避難上、その他の条件から「一の建築物」である場合には、他用途の独立部分も(中間)検査対象と解する。

・ 2以上の構造を併用する建築物の中間検査の要否について

【質問】

混構造で階数3以上かつ延べ面積500㎡以上を超えるものは中間検査の対象となるか。

【回答】

中間検査を行う建築物（指定告示第3項(1)、(2)）に挙げられた2以上の構造を併用する建築物であって、規模及び用途が(1)、(2)のいずれかに該当するものは中間検査の対象となる。

・ 鉄骨造の特定工程（2階の床版の取付工事）について

【質問】

鉄骨造の共同住宅で、床版がデッキスラブの場合の第2回特定工程は、「2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事」完了時ではなく、「2階の床版の取付工事」完了時となるか。

【回答】

「2階の床版の取付工事」完了時となる。

法第7条の3で定める中間検査の特定工程は、「階数3以上の共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事」であり、鉄骨造でデッキスラブに配筋を行うものは、梁に配筋がないため、この対象にはならないとICBAのQ&Aに解説がある。

この場合は、県が指定する特定工程の「2階の床版の取付工事」完了時に該当し、中間検査を行うことになる。

2 手数料について

- ・異なる特定工程の中間検査を同時に行う場合の手数料について

【質問】

下図のように2つの工区があり、工区①の特定工程「基礎及び地中ばりの配筋工事」と工区②の特定工程「2階床及びこれを支持するはりの配筋工事」の中間検査を同時に申請する場合、手数料は下記のいずれとなるか。

A：工区①の床面積S 1に対応する手数料額＋工区②の床面積S 2に対応する手数料額

B：工区①と工区②の床面積の合計（S 1＋S 2）に対応する手数料額

工区① 床面積：S 1 基礎配筋	工区② 床面積：S 2 2階床配筋
------------------------	-------------------------

【回答】

Bの床面積の合計に対応する手数料額となる。

※参考

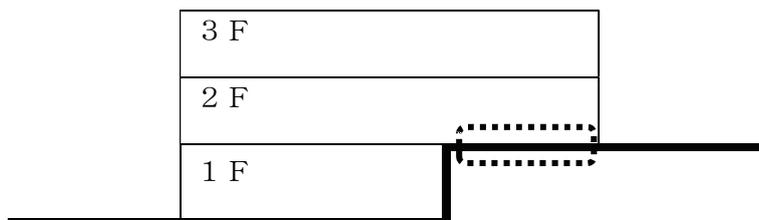
工区①の特定工程と工区②の特定工程の中間検査を異なる日程で行う場合は、工区ごとに中間検査申請を提出し、それぞれの床面積に応じた手数料となる。

3 特定工程の判断について

- ・階数が異なる部分を持つ建築物の特定工程について

【質問】

下図のように1つの建築物で階数が異なる部分がある場合、破線の部分は何の特定工程の検査を行うことになるか。



【回答】

破線部分は2階床であることから、「2階床及びこれを支持するはりの配筋工事」の検査を行う。

4 木造建築物の中間検査の実施について

- ・木造建築物の第2回特定工程について

【質問】

木造建築物の第2回特定工程「2階床版の取付工事」完了時とは、どのような状況を想定しているのか。

【回答】

建方工事が完了し、2階の床下地板の施工が完了した時点を想定している。

(例)

- ・建方工事完了後の、2階床下地板（又は構造用合板等）取付け完了時
 - ※1階床下地板が施工されていなくても、2階の床下地板が施工された時点。
 - ※3階床下地板が2階床下地板よりも先行して施工される場合も、2階の床下地板が施工された時点。3階床下地板の施工により、軸組や接合部で見え隠れ箇所が生じる場合は、建築主事と相談の上、写真等の提示を受けること等で対応する。

5 構造特記仕様書について

- ・確認申請書に添付されている構造特記仕様書と施工状況が異なる場合について

【質問】

鉄筋コンクリート造において、設備配管等による開口補強などの配筋方法が構造特記仕様書と異なっている場合がある。納まりの都合上、構造特記仕様書による是正が困難な場合もあるが、構造特記仕様書と異なる施工を認めてもよいか。

【回答】

構造特記仕様書と異なる方法により施工されている場合でも、広く一般に使用されている仕様書等で認められている方法により施工されているもので、設計者（代表設計者及び構造設計者）から説明書（任意様式：設計者連名で記名）の提出があり、適切な施工と判断できるものについては、申請書と異なる方法であっても適合とする。

なお、当該部分については、軽微な変更として中間検査申請書に記載する他、採用した仕様書の関連する部分の写しの添付を求める。

- (例) ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（一般社団法人 公共建築協会）
- ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）
 - ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS6 鉄骨工事（日本建築学会）
 - ・建築工事標準仕様書・同解説 JASS11 木工事（日本建築学会）
 - ・鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説（日本建築学会）

山形県告示第953号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

最終改正 令和5年9月29日山形県告示第677号

- 1 中間検査を行う区域
山形県の区域のうち、山形市の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う建築物
次に掲げる建築物とする。ただし、建築基準法第18条第2項の規定の適用を受けるもの、同法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等であるもの又は同法第85条第6項若しくは第7項の規定の適用を受けるものを除く。
 - (1) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの（次号に掲げるものを除く。）
 - (2) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上である共同住宅
- 3 指定する特定工程
次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事
 - (2) 前項第2号に掲げる建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに2階の床版の取付工事
- 4 指定する特定工程後の工程
特定工程に係る部分のコンクリート打設工事及び内外装工事

前文〔抄〕（令和5年9月29日告示第677号）

令和5年11月1日から施行する。ただし、同日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認を申請し、又は同法第18条第2項の規定による通知を行った建築物については、なお従前の例による。